

芦屋市 障害者(児) 福祉計画

第6次 中期計画

～私もあなたも主人公になれるまちをめざして～

平成27年3月
芦屋市

【芦屋市民憲章】

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一、わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

はじめに



芦屋市では『障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋』を目指し、障がい福祉施策を中心に、関連する施策事業をつないで、総合的な支援ができるように様々な取り組みを進めてきました。

近年障がい者を取り巻く法律や制度の改正が著しく、平成23年に合理的配慮の概念等を盛り込んだ「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、次いで平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定、そして平成26年には「障害者の権利に関する条約」に批准し、障がいのある人の人権や権利が尊重される共生社会の実現に向け、関係法令の整備が行われてきました。

このような背景のもと、本市では、このたび障害者総合支援法の理念である『共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること』を具体的に進めるため、「芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画」を策定いたしました。

身近な地域での相談、教育、就労、権利擁護など、幅広い分野がより一層連携し、住みなれた地域で暮らし続けられるよう支援を行い、すべての市民が互いに尊重し、支え合い、自立して暮らせる『私もあなたも主人公になれるまち』を目指して、この計画に沿って取り組んでまいります。市民の皆さまや関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました芦屋市社会福祉審議会委員、本計画策定委員会委員、障がい関係団体及び関係者の方々をはじめ、アンケート調査、インタビュー調査にご協力いただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

芦屋市長 山中 健

【目次】

第1章 計画の策定に当たって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の策定体制.....	3
1 学識経験者，市民等による策定体制.....	3
2 庁内検討体制.....	3
3 アンケート調査，関係団体・事業所インタビューの実施.....	3
4 事業実績，実施状況の把握と検証.....	3
第4節 計画の期間.....	5
第2章 芦屋市の現状と課題.....	6
第1節 障がいのある人の状況.....	6
1 芦屋市の人口の状況.....	6
2 障がい者手帳所持者数の推移.....	7
3 障がいのある児童の就学状況.....	15
4 障がいのある人の求職状況.....	16
第2節 障がい福祉サービス等の状況.....	17
1 障がい福祉サービス.....	17
2 障がい児通所支援.....	18
3 地域生活支援事業.....	19
第3節 各種調査結果から見る現状.....	20
1 アンケート調査.....	20
2 ヒアリング調査.....	35
第3章 計画の基本方向.....	43
第1節 計画の基本理念.....	43
第2節 計画の基本目標.....	44
1 地域で安心して生活できる基盤づくり.....	44
2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり.....	44
3 適性に応じて能力を発揮し，いきいきと働くことができる環境づくり.....	45
4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり.....	45
第3節 施策の体系.....	46
第4章 各施策の推進.....	48
第1節 地域で安心して生活できる基盤づくり.....	48

1	相談支援体制の充実	48
2	障がい福祉サービスの充実.....	53
3	障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応	60
4	医療関連施策の充実	64
5	障がいに応じた情報提供の充実	66
第2節 共に学び共に地域で活動できる体制づくり		69
1	広報啓発活動の充実	69
2	一貫した教育支援体制の構築.....	70
3	福祉教育の推進.....	74
4	交流活動の充実.....	76
5	地域福祉活動の促進	78
第3節 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり		82
1	就労支援の充実.....	82
2	多様な社会参加の場・生きがいの場の充実	86
第4節 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり		89
1	権利擁護の推進.....	89
2	生活環境の整備.....	91
3	防災・防犯対策の充実.....	94
第5章 計画の推進体制.....		98
1	庁内の推進体制.....	98
2	地域との連携	98
3	国・県等との連携	98
4	計画の進行管理.....	98
資料編		99
1	芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画策定経過.....	99
2	芦屋市障害者（児）福祉計画策定委員会設置要綱.....	100
3	芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画策定委員会委員名簿.....	102
4	芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部設置要綱.....	103
5	芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部員名簿	106
6	芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部幹事会委員名簿.....	107
7	芦屋市社会福祉審議会委員名簿.....	108
8	用語解説.....	109

※マークのあるものについては、巻末に用語説明を加えています。

注意：「障害者」の「害」表記について

芦屋市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

芦屋市障害者（児）福祉計画は障害者基本法※に基づくもので、平成元年に第1次を策定し、おおむね5年ごとに見直ししながら、社会のバリアフリー※化の推進、利用者本位の支援、障がいの特性を踏まえた施策の展開などの実現を目指してきました。

前期計画（芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画）からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律※（以下「障害者総合支援法」という。）に基づいて、3年を一期とする市町村障害福祉計画の策定が求められることから、見直しの周期をそれに合わせて6年ごととしています。

前期計画では、『障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋』を基本理念として掲げ、その実現に向けて市民、各種団体、サービス提供事業所、企業、行政、医療・教育・就労等の関係機関が連携しながら取り組んできました。

本計画は6期目の計画となりますが、前期計画期間中の平成25年度から、障害者総合支援法に基づく制度運用が求められています。

障害者総合支援法の基本理念：

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること。

また、平成26年1月には、国連総会で平成18年に採択された「障害者の権利に関する条約※」（以下「障害者権利条約」という。）に我が国が批准しました。これは、障がい者に関する初めての国際条約であり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取り組みが、国はもとより、地方公共団体等にも求められます。

これらの制度面における変更、また、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

そこで、障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画」を策定します。

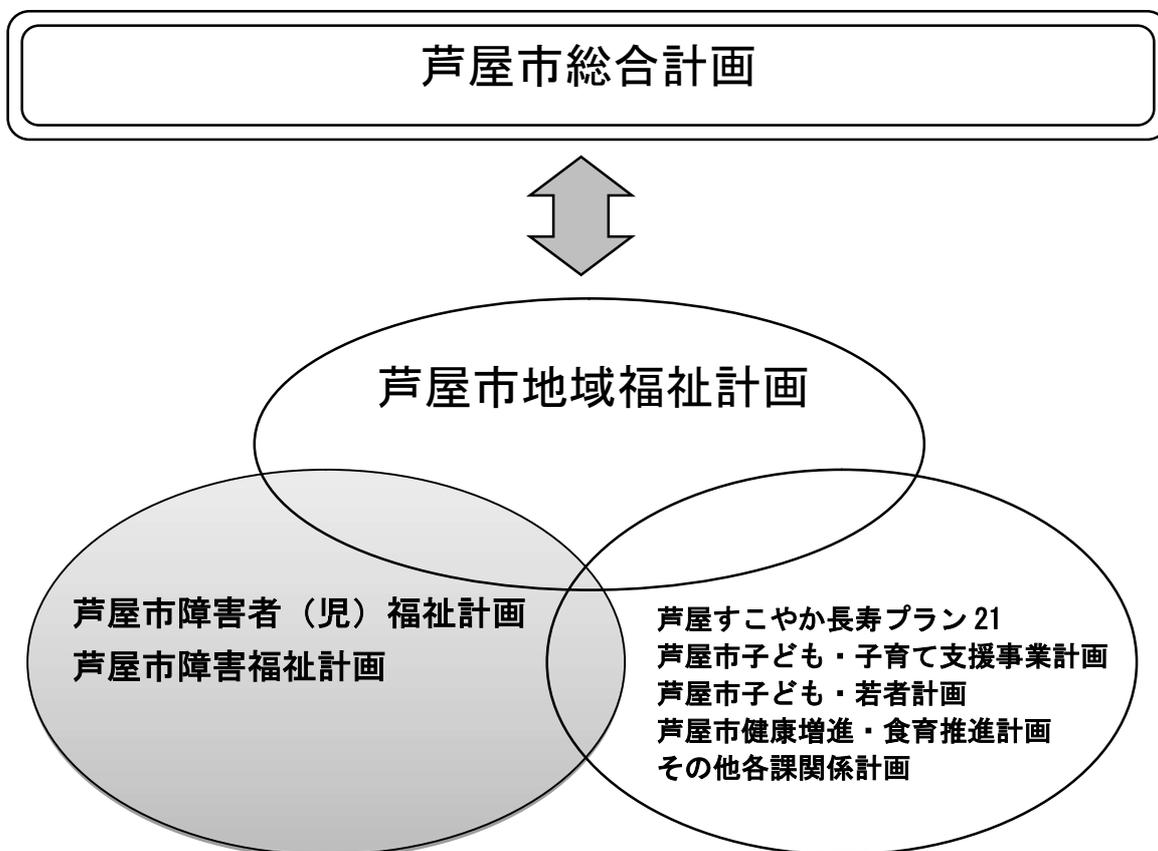
第2節 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

また、この計画は、第4次芦屋市総合計画及び障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」である「芦屋市障害福祉計画」等の関連計画と調和が保たれたものとなります。

(参考)

- 障害者基本法第11条第3項
「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。」
- 障害者総合支援法第88条第1項
「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。」



第3節 計画の策定体制

1 学識経験者，市民等による策定体制

新たな計画の策定に当たり，学識経験者，保健・医療関係者，障がい者団体，社会福祉団体等のほか，公募の市民の参画を得て「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画策定委員会」を組織し，第6次中期計画の内容の検討を行いました。

2 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画推進本部」を組織し，検討を行いました。

3 アンケート調査，関係団体・事業所インタビューの実施

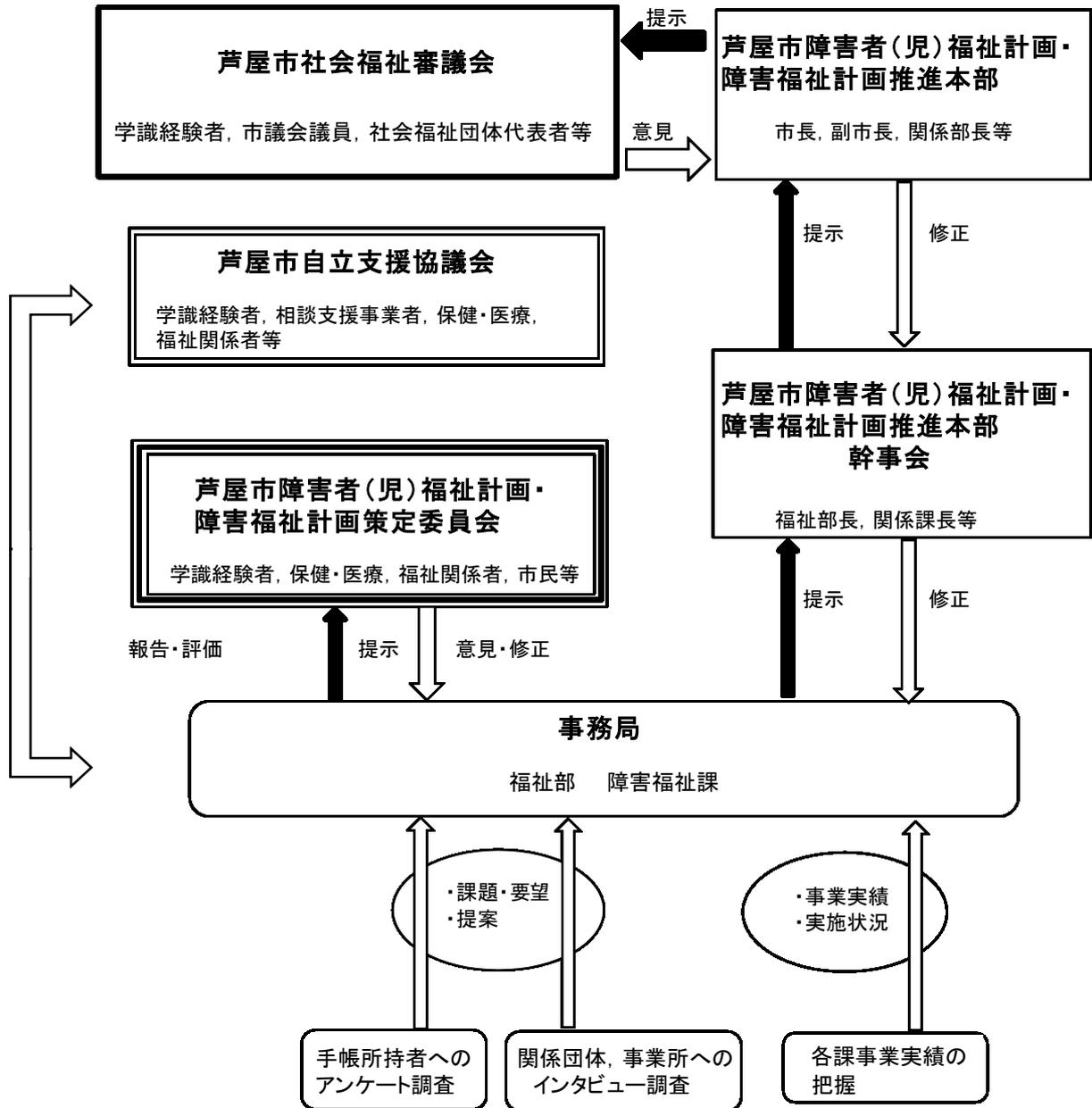
計画の策定に当たり，その基礎資料とするため，障がい者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また，障がい者団体，相談支援事業所，サービス提供事業所にアンケートとインタビュー調査を実施し，現状や課題の把握を行いました。

4 事業実績，実施状況の把握と検証

前期計画の事業実績，実施状況を把握し，計画の評価機関である芦屋市自立支援協議会において意見をいただきました。

【計画の策定体制】



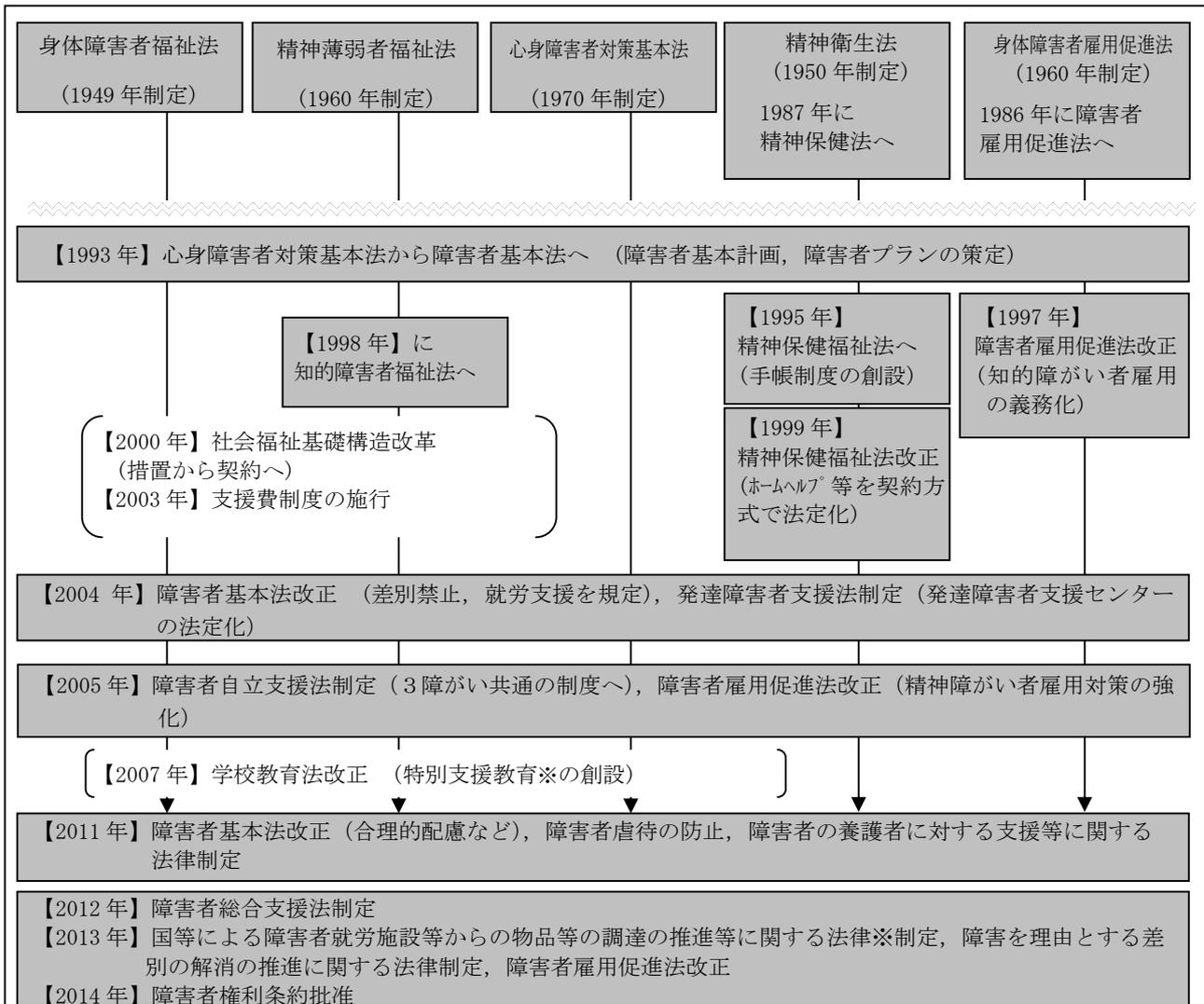
第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第4次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画					
第4期障害福祉計画			次期障害福祉計画		

【参考】これまでの制度の流れ



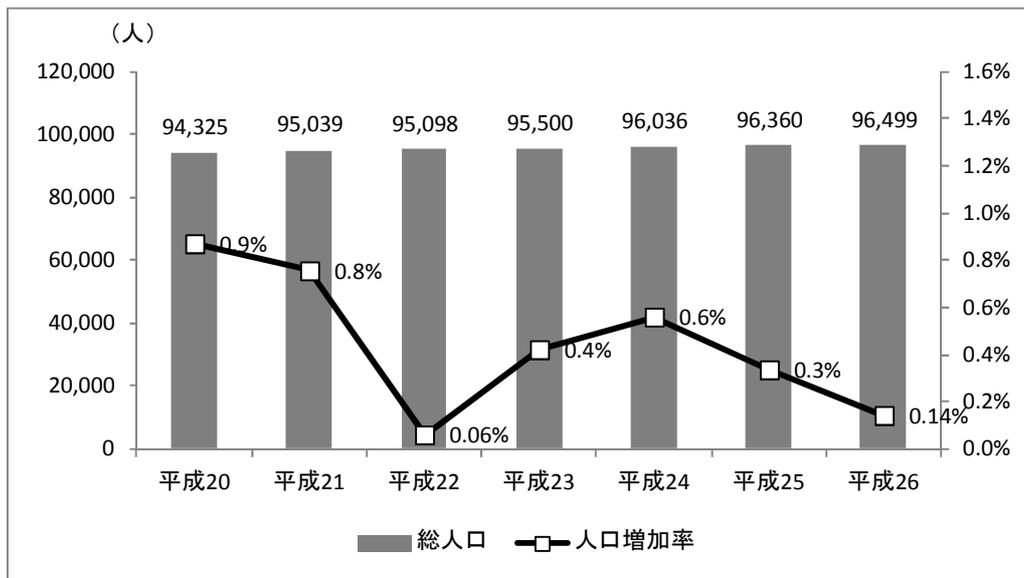
第2章 芦屋市の現状と課題

第1節 障がいのある人の状況

1 芦屋市の人口の状況

芦屋市の総人口の推移をみると、総人口は増加傾向で推移しており、平成26年は96,499人となっています。年齢区別に人口の推移をみると、「65歳以上」人口は増加傾向となっており、高齢化率は平成26年で25.9%となっています。一方、「0～14歳」人口の比率は13.5%前後で推移しています。

【総人口の推移】



	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総人口	94,325	95,039	95,098	95,500	96,036	96,360	96,499
0～14歳	12,508	12,707	12,837	12,955	13,017	13,009	12,915
15～64歳	61,500	61,238	60,667	60,701	60,386	59,543	58,573
65歳以上	20,317	21,094	21,594	21,844	22,633	23,808	25,011
比率							
0～14歳	13.3%	13.4%	13.5%	13.6%	13.6%	13.5%	13.4%
15～64歳	65.2%	64.4%	63.8%	63.6%	62.9%	61.8%	60.7%
65歳以上	21.5%	22.2%	22.7%	22.9%	23.6%	24.7%	25.9%

資料：住民基本台帳・外国人登録人口 各年3月末日現在

※割合(%)表示している場合は、小数点2位(極小の変化の場合は3位)以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

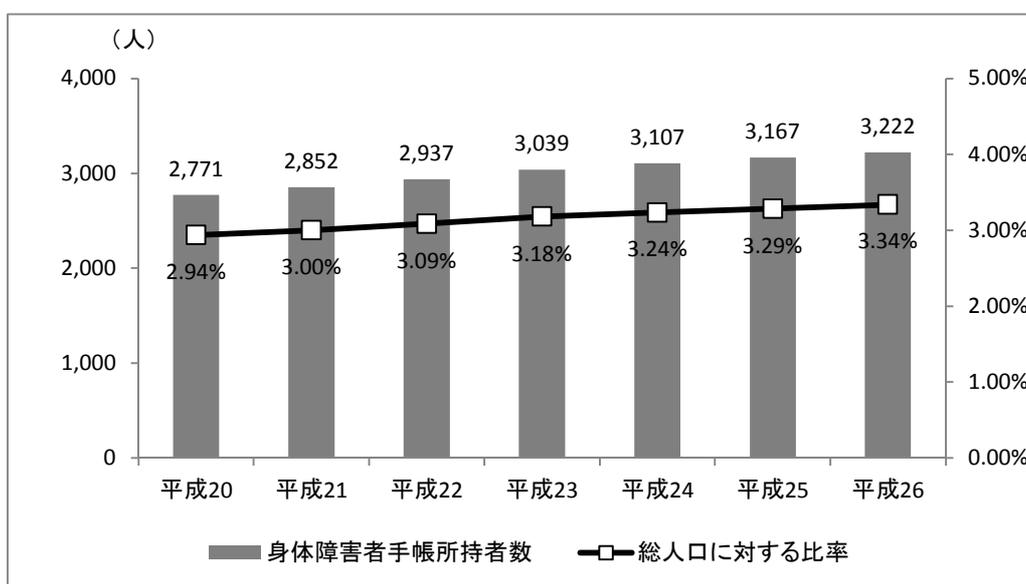
2 障がい者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を年齢区分別にみると、平成26年度は3,222人となっており、増加傾向にあります。年齢区分別でみると、「18歳未満」の手帳所持者数については、平成26年度は46人となっており、横ばい傾向にあります。一方、「18歳以上」については年々増加しており、平成26年度は3,176人となっています。

総人口に対する比率は上昇傾向にあり、平成26年度は3.34%となっています。

【身体障害者手帳所持者数】

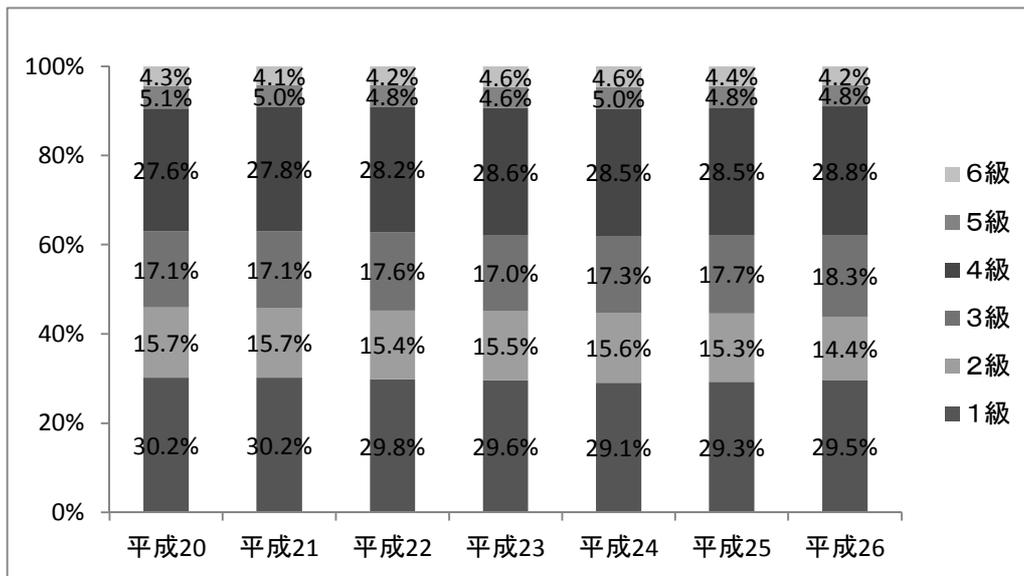


	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	2,771	2,852	2,937	3,039	3,107	3,167	3,222
18歳未満	43	46	50	45	46	46	46
18歳以上	2,728	2,806	2,887	2,994	3,061	3,121	3,176

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移をみると、『重度』（「1級」と「2級」の合計）と『軽度』（「5級」と「6級」の合計）の構成比がやや低下しており、『中度』（「3級」と「4級」の合計）の構成比がやや上昇しています。平成26年度については、『重度』が43.9%、『中度』が47.1%、『軽度』が9.0%となっています。

【等級別構成比】

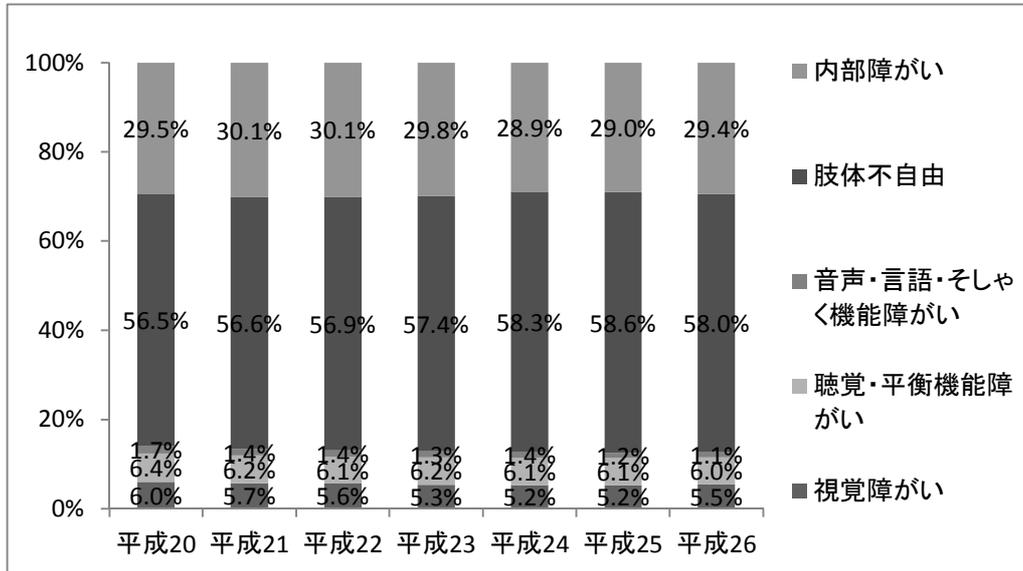


	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	2,771	2,852	2,937	3,039	3,107	3,167	3,222
1級	837	860	875	900	903	927	952
2級	436	449	453	471	486	485	463
3級	473	489	518	517	538	560	591
4級	764	793	827	870	884	904	928
5級	141	143	140	140	154	153	154
6級	120	118	124	141	142	138	134

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

一方、障がいの種類別構成比の推移をみると、いずれもほぼ横ばいで推移しており、「肢体不自由」が全体の約6割、「内部障がい」が約3割、それ以外を合わせて約1割となっています。

【障がいの種類別構成比】



(人)

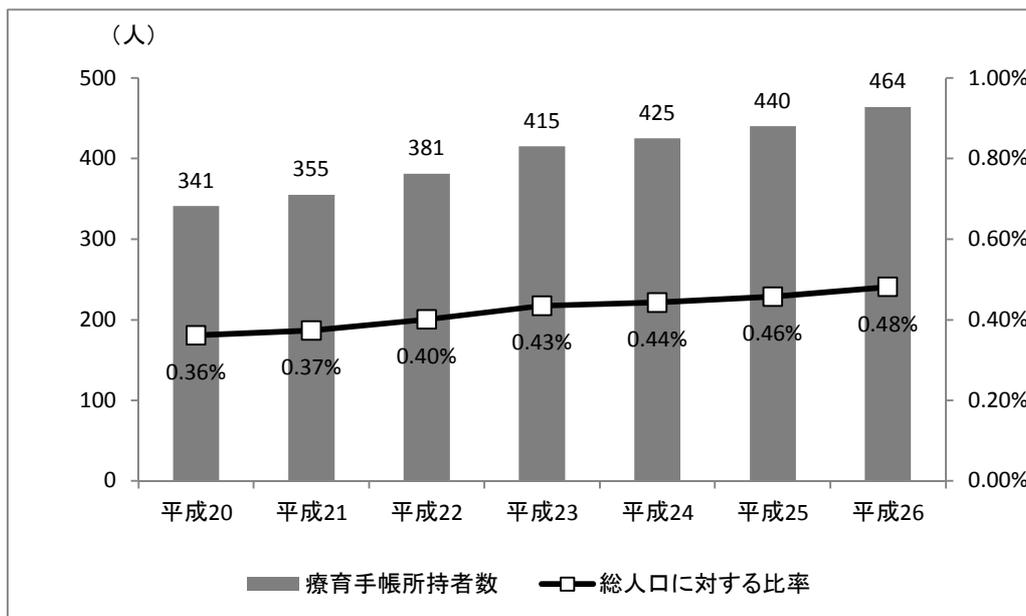
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	2,771	2,852	2,937	3,039	3,107	3,167	3,222
視覚障がい	165	163	164	162	163	165	176
聴覚・平衡機能障がい	177	176	178	187	189	193	194
音声・言語・そしゃく機能障がい	46	41	42	40	44	37	36
肢体不自由	1,566	1,614	1,670	1,744	1,812	1,855	1,868
内部障がい	817	858	883	906	899	917	948

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は一貫して増加傾向で推移しており、平成26年度で464人となっています。「18歳未満」「18歳以上」とも増加しています。また、総人口に対する比率も上昇傾向であり、平成26年度は0.48%となっています。

【療育手帳所持者数】



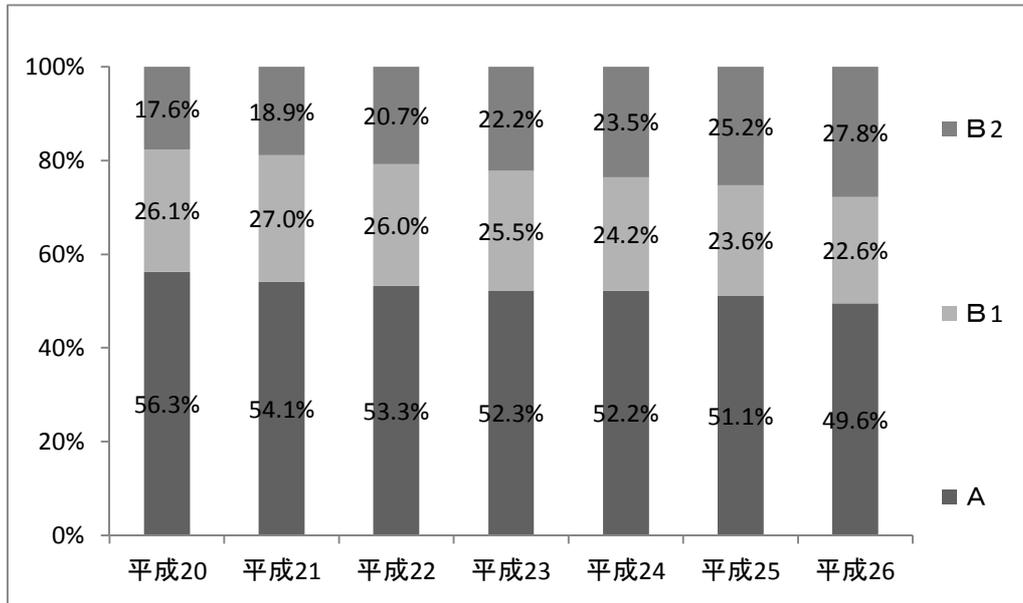
(人)

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	341	355	381	415	425	440	464
18歳未満	103	106	123	137	137	145	163
18歳以上	238	249	258	278	288	295	301

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「A（重度）」及び「B1（中度）」の割合が減少し、「B2（軽度）」の割合が上昇しています。

【等級別構成比】



(人)

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	341	355	381	415	425	440	464
A	192	192	203	217	222	225	230
B1	89	96	99	106	103	104	105
B2	60	67	79	92	100	111	129

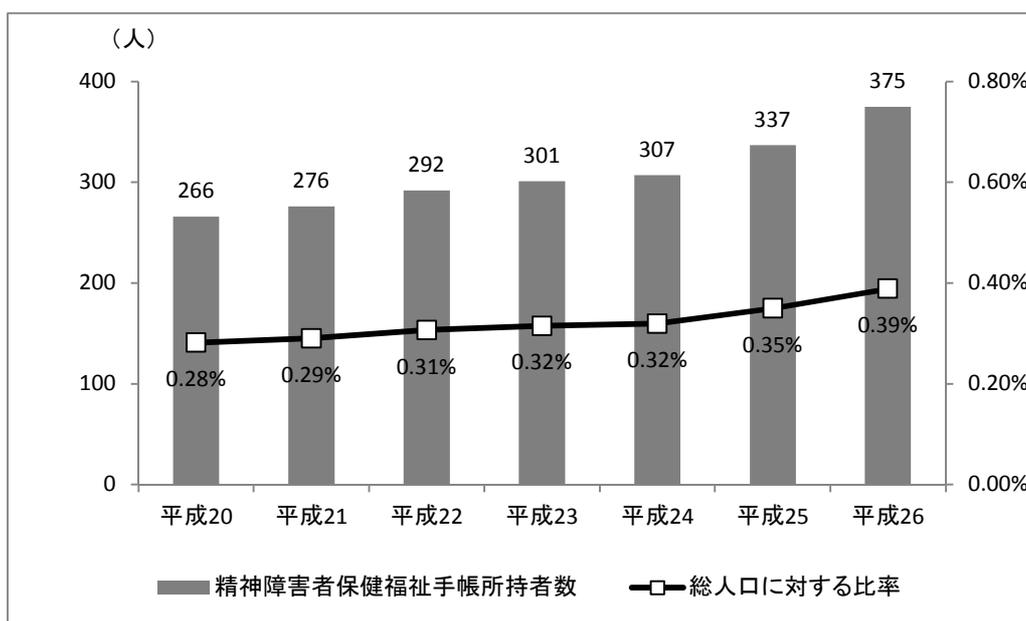
資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成26年度では375人となっています。また、総人口に対する手帳所持者数の比率も上昇傾向にあり、平成26年度で0.39%となっています。

なお、精神障がい者の数について、自立支援医療（精神通院）の受給者数でみると、手帳所持者数よりも多く、平成26年度は911人となり、大きく増えています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

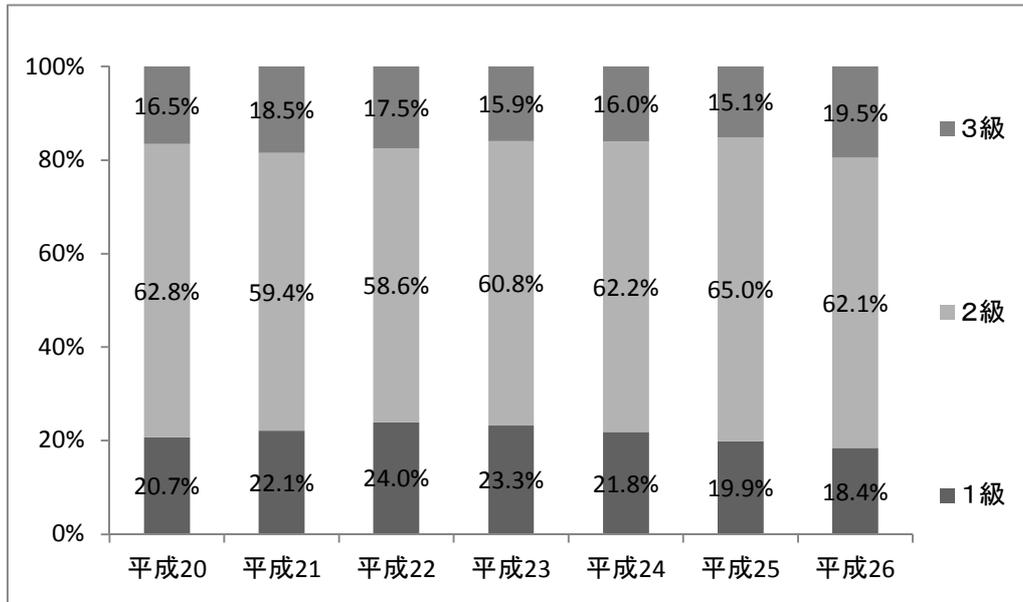


	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
精神障害者保健福祉手帳	266	276	292	301	307	337	375
自立支援医療(精神通院)	771	756	742	730	735	794	911

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「1級（重度）」の割合は減少傾向で推移しています。「2級（中度）」の割合は上昇、「3級（軽度）」の割合は減少で推移してきましたが、平成26年度では「2級（中度）」が減少、「3級（軽度）」が上昇しています。

【等級別構成比】



(人)

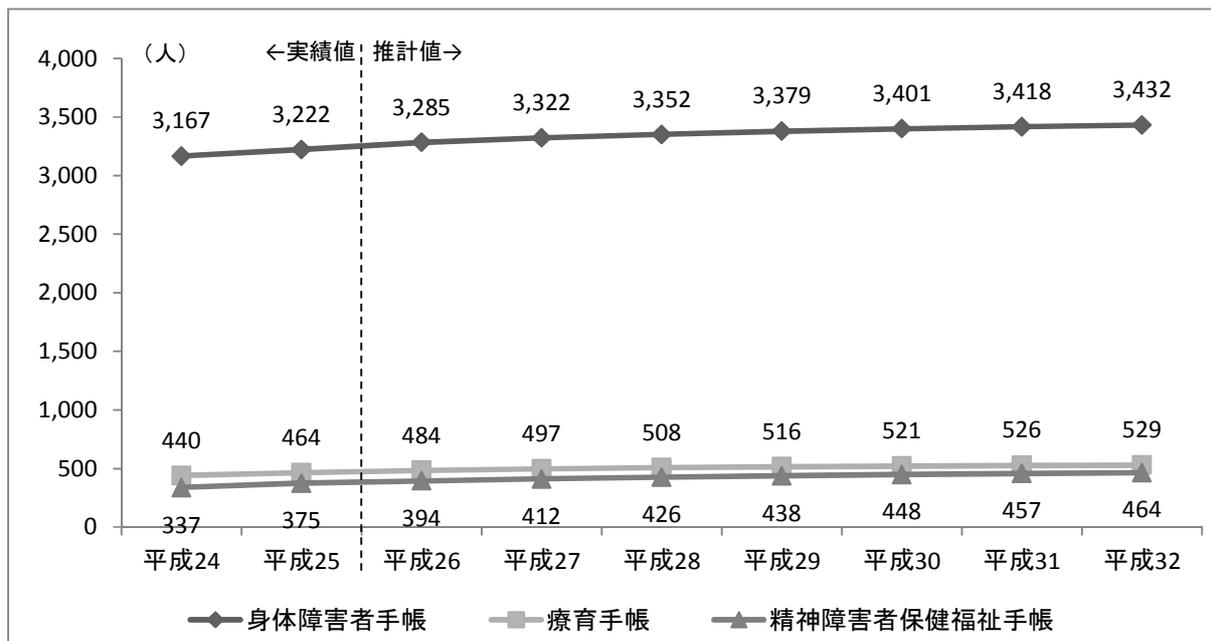
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総数	266	276	292	301	307	337	375
1級	55	61	70	70	67	67	69
2級	167	164	171	183	191	219	233
3級	44	51	51	48	49	51	73

資料：障害福祉課 各年度4月1日現在

(4) 障がい者手帳所持者数の将来推計

今後の本市の人口推移を見込んだ上で、将来の障がい者手帳所持者数を推計すると、いずれの手帳所持者も、今後増加していくものと想定されます。

【障がい者手帳所持者数の将来推計】



人口の将来推計(住民基本台帳人口による) 年度末現在

	←実績値		推計値→							(人)
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	
総人口	96,360	96,499	97,177	97,144	97,039	96,881	96,670	96,409	96,112	
0~17歳	15,466	15,457	15,488	15,313	15,102	14,846	14,566	14,313	14,044	
18歳以上	80,894	81,042	81,689	81,831	81,937	82,035	82,104	82,096	82,068	
(参考)高齢化率	24.7%	25.9%	26.8%	27.6%	28.2%	28.7%	29.1%	29.5%	29.8%	

手帳所持者数推計 年度末現在

	←実績値		推計値→							(人)
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	
身体障害者手帳	3,167	3,222	3,285	3,322	3,352	3,379	3,401	3,418	3,432	
0~17歳	46	46	46	45	44	44	43	42	41	
18歳以上	3,121	3,176	3,239	3,277	3,308	3,335	3,358	3,376	3,391	
療育手帳	440	464	484	497	508	516	521	526	529	
0~17歳	145	163	177	186	193	198	201	204	205	
18歳以上	295	301	307	311	315	318	320	322	324	
精神障害者保健福祉手帳	337	375	394	412	426	438	448	457	464	

※総人口は、各年度末現在の年齢別住民基本台帳人口の実績値より、コーホート変化率法により毎年度の推計人口を算出しています

※手帳所持者数の推計値は、実績値/年齢人口で出現率を算出し、それを年齢別将来推計人口に乗じて算出しています

3 障がいのある児童の就学状況

(1) 特別支援学級・通級指導教室への就学状況

平成26年5月時点の特別支援学級・通級指導教室※への就学状況をみると、特別支援学級については小学校で45人、中学校で24人となっています。一方、通級指導教室については、小学校で7人、中学校で4人が対象となっています。

【特別支援学級・通級指導教室への就学状況】

		小学校		中学校	
		学級数	児童数	学級数	生徒数
特別支援学級	知的障がい	8	23	3	15
	自閉・情緒障がい	7	15	3	7
	肢体不自由	4	6	1	1
	弱視	0	0	1	1
	難聴	1	1	0	0
	病弱	0	0	0	0
	合計	20	45	8	24
通級指導教室	学習障がい 注意欠陥多動性 障がい等	2	7	1	4

資料：教育委員会 平成26年5月1日現在

(2) 特別支援学校への就学状況

平成26年5月時点の特別支援学校への就学状況をみると、「知的障がい」については、45人となっています。「聴覚」「視覚」「肢体不自由」については、就学はありません。主な就学先としては、兵庫県立芦屋特別支援学校、伊丹市にある兵庫県立阪神昆陽特別支援学校へ就学しています。

【特別支援学校への就学状況】

	視覚	聴覚	知的障がい	肢体不自由	合計
保・幼稚部	0	0	0	0	0
小学部	0	0	15	0	15
中学部	0	0	9	0	9
高等部	0	0	21	0	21
合計	0	0	45	0	45

資料：教育委員会 平成26年5月1日現在

4 障がいのある人の求職状況

平成26年7月31日時点の西宮公共職業安定所における市内在住者の登録状況をみると、「身体障がい者」が199人、「知的障がい者」が89人、「精神障がい者」が75人となっています。そのうち「就業中」の状況をみると、「身体障がい者」が101人で50.8%、「知的障がい者」が61人で68.5%、「精神障がい者」が24人で32.0%となっており、登録者に占める就業中の割合については、「身体障がい者」「知的障がい者」は5割を超えています。

一方、「精神障がい者」については、「保留中」が30人で40.0%となっており、ほかの障がいと比べ高い値となっており、「精神障がい者」については、病状の安定が大きくかわることがうかがえます。

■ 登録状況（市内在住者の状況）

	就業中		求職中		保留中		登録者
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
身体障がい者	101	50.8%	51	25.6%	47	23.6%	199
知的障がい者	61	68.5%	14	15.7%	14	15.7%	89
精神障がい者	24	32.0%	21	28.0%	30	40.0%	75
合計	186	51.2%	86	23.7%	91	25.1%	363

資料：西宮公共職業安定所 平成26年7月31日現在

※登録者のうち、「就業中」は現在就業している人、「求職中」は仕事が見つからない人、「保留中」は病気や障がいの悪化などの理由により職業紹介の対象にならない方をそれぞれ表しています

第2節 障がい福祉サービス等の状況

1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用状況をみると、訪問系サービス、日中活動系サービスでは利用の増えているサービスが多くなっています。

実績値と計画値を比較すると、訪問系サービスでは、利用人数、利用時間とも計画値を超える水準で推移しています。日中活動系サービスでは、就労継続支援（B型）はほぼ見込通りで推移している一方、就労継続支援（A型）が計画値を超えて利用が増えています。また、就労移行支援については利用が減っており、計画値を下回っている状況です。短期入所は計画を上回る利用となっています。

【障がい福祉サービスの実績値・計画値の比較】

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画	
訪問系サービス	人/月	109	102	120	109	126	117	
	時間/月	2,415	2,459	2,644	2,575	2,881	2,690	
	居宅介護	人/月	93		101		107	
		時間/月	1,393		1,492		1,619	
	重度訪問介護	人/月	5		5		6	
		時間/月	844		911		1,268	
	同行援護	人/月	12		15		15	
		時間/月	179		241		235	
	行動援護	人/月	0		0		0	
		時間/月	0		0		0	
日中活動系サービス								
生活介護	人/月	146	150	146	155	143	160	
	人日/月	2,904	2,786	2,921	2,879	2,945	2,972	
自立訓練(機能訓練)	人/月	4	0	4	0	3	0	
	人日/月	65	0	55	0	51	0	
自立訓練(生活訓練)	人/月	6	3	4	4	6	4	
	人日/月	107	76	86	101	127	101	
就労移行支援	人/月	12	13	10	14	11	15	
	人日/月	236	211	180	227	177	244	
就労継続支援(A型)	人/月	22	13	24	15	27	17	
	人日/月	403	203	470	235	517	266	
就労継続支援(B型)	人/月	63	64	70	69	81	74	
	人日/月	1,066	1,111	1,150	1,198	1,364	1,284	
療養介護	人/月	3	4	4	4	5	4	
短期入所	人/月	27	21	32	22	31	23	
	人日/月	171	129	210	135	202	141	

※平成24、25年度は、年間利用量の月平均値、平成26年度は見込み

※「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「人日/月」は1月当たりの平均延べ利用日数を表します

居住系サービスについては、共同生活援助・共同生活介護の利用者数は、ほぼ横ばい、施設入所支援の利用者数は減少しています。

指定相談支援については、対象者やモニタリングの方法が前期計画から大きく変更されたため、計画値と実績に乖離がありますが、新しい基準において、おおむね順調に推移しています。

【障がい福祉サービスの実績値・計画値の比較】

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画	
居住系サービス								
	共同生活援助・介護	人/月	35	36	35	41	37	46
	施設入所支援	人/月	74	80	73	77	69	74
指定相談支援								
	計画相談支援	人/月	2	81	50	224	134	367
	地域移行支援	人/月	0	5	1	5	3	5
	地域定着支援	人/月	0	5	0	5	1	5

※平成 24、25 年度は、年間利用量の月平均値、平成 26 年度は見込み

※平成 26 年度から共同生活介護は共同生活援助へ一元化

2 障がい児通所支援

障がい児通所支援の利用状況については、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が増えていく状況がみられます。特に放課後等デイサービスについては、利用量が急激に増加しており、見込量の確保が急務となっています。

【障がい児通所支援の推移】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実績	実績	実績 (見込)
障害児相談支援	人/月	0	0	28
児童発達支援	人/月	23	28	23
	人日/月	241	302	219
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	12	16	31
	人日/月	56	120	266
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

※平成 24、25 年度は、年間利用量の月平均値、平成 26 年度は見込み

※前期計画では児童福祉法上のサービスについて計画を立てる必要がなかったため、計画数値はありません

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業※のうち、必須事業については、移動支援事業で利用実績が計画値を上回る状況となっています。任意事業では、日中一時支援事業で利用人数が計画値を超えています。訪問入浴サービス事業等については、計画値と比べて利用が少ない状況となっています。

【地域生活支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
必須事業								
相談支援事業	障害者相談支援事業	(箇所)	4	5	4	5	4	5
	自立支援協議会		実施	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター		未設置	未設置	未設置	未設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	(箇所)	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	(件/年)	0	2	1	2	2	2	
意思疎通支援	手話通訳設置事業	(人/年)	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(回/年)	184	241	186	246	200	252
日常生活用具	介護訓練支援用具	(件/年)	1	2	5	2	2	2
	自立生活支援用具	(件/年)	5	16	15	17	17	17
	在宅療養等支援用具	(件/年)	9	12	14	13	13	13
	情報・意思疎通支援用具	(件/年)	18	18	20	19	19	19
	排泄管理支援用具	(件/年)	1,051	1,069	1,082	1,092	1,060	1,116
	住宅改修費	(件/年)	2	2	3	2	2	2
移動支援事業		(時間/年)	29,044	28,874	33,267	29,643	37,202	30,434
		(人/年)	111	86	127	89	113	90
地域活動支援	I型	(箇所)	1	1	1	1	1	1
	II型	(箇所)	1	0	2	0	1	0
	III型	(箇所)	1	2	1	2	3	2
任意事業								
	訪問入浴サービス事業	(回/年)	26	74	28	76	68	78
	更生訓練費給付事業	(人/年)	6	4	5	4	5	4
	自動車運転免許取得費助成事業	(人/年)	0	1	0	1	1	1
	自動車改造費助成事業	(人/年)	0	2	2	2	2	2
	日中一時支援事業	(回/年)	2,309	2,358	2,187	2,420	2,248	2,485
		(人/年)	69	40	86	41	78	42
	緊急一時保護者制度	(回/年)	172	189	廃止			
	生活訓練等事業	(回/年)	853	1,100	1,204	1,260	1,639	1,420
		(人/年)	93	47	166	54	174	60

※平成 24, 25 年度は、年間利用量、平成 26 年度は見込み

第3節 各種調査結果から見る現状

1 アンケート調査

(1) 調査の概要

■ 調査の目的

本調査は、芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画及び芦屋市第4期障害福祉計画の策定に当たり、障がい者の日常生活の状況や障がい福祉サービスの利用状況、障がい福祉に関する意識やニーズ※などを把握し、計画策定及び今後の施策の推進に向けた基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
1, 347	630	46.8% (前回 49.6%)

※ 芦屋市在住（居住地特例含む）で65歳未満の障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者の中から無作為に抽出しています

※ 平成26年3月に郵送による配布・回収方法で実施

■ 注意点

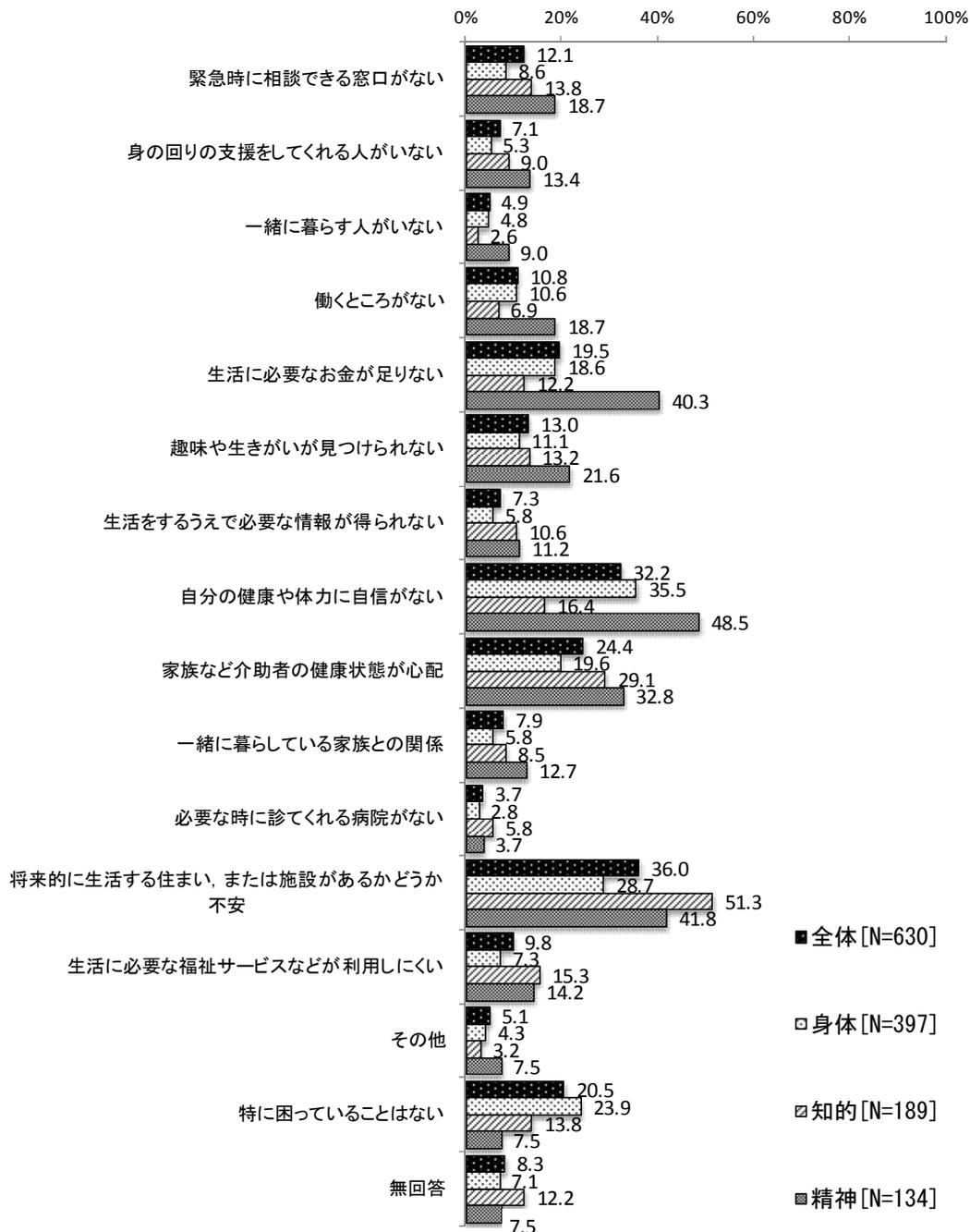
- ◆ 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ◆ 複数回答の質問は、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ◆ 図表中、帯グラフでは、表示が煩雑になるため、3.0%未満の比率については数値表示を省略しています。
- ◆ 図表中、「N=」と表示されている数値は回答者数、それ以外の数値は回答比率の百分率（%）です。表示が煩雑になるため、%等の単位表示は省略しています。
- ◆ 図表中、表示が煩雑になることを避けるため、身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者は「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記しています。なお、重複手帳所持者がいるため、各手帳所持者数の合計は全体の回答者数を超えています。
- ◆ グラフ及び表のN数（number of case）、「サンプル数」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。また、（SA）は単数回答の設問、（MA）は複数回答の設問を表しています。

(2) 生活

① 生活での不安や困りごと (MA)

生活で困っていること・不安なことについて聞いたところ、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」「自分の健康や体力に自信がない」「家族など介助者の健康状態が心配」の割合が高くなっています。身体障がい者では、健康の不安、知的障がい者では、住まいの不安、精神障がい者では、健康、住まい、金銭的な不安をあげる人の割合が高くなっています。

■ 生活で困っていること・不安なこと (MA)



前回調査と比較すると、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」について、特に知的障がい者に不安項目としてあげる人が多くなっています。

全体に生活の場の確保へのニーズが高く、また、障がいのある人の健康づくりや、介助者への健康面での支援が求められています。

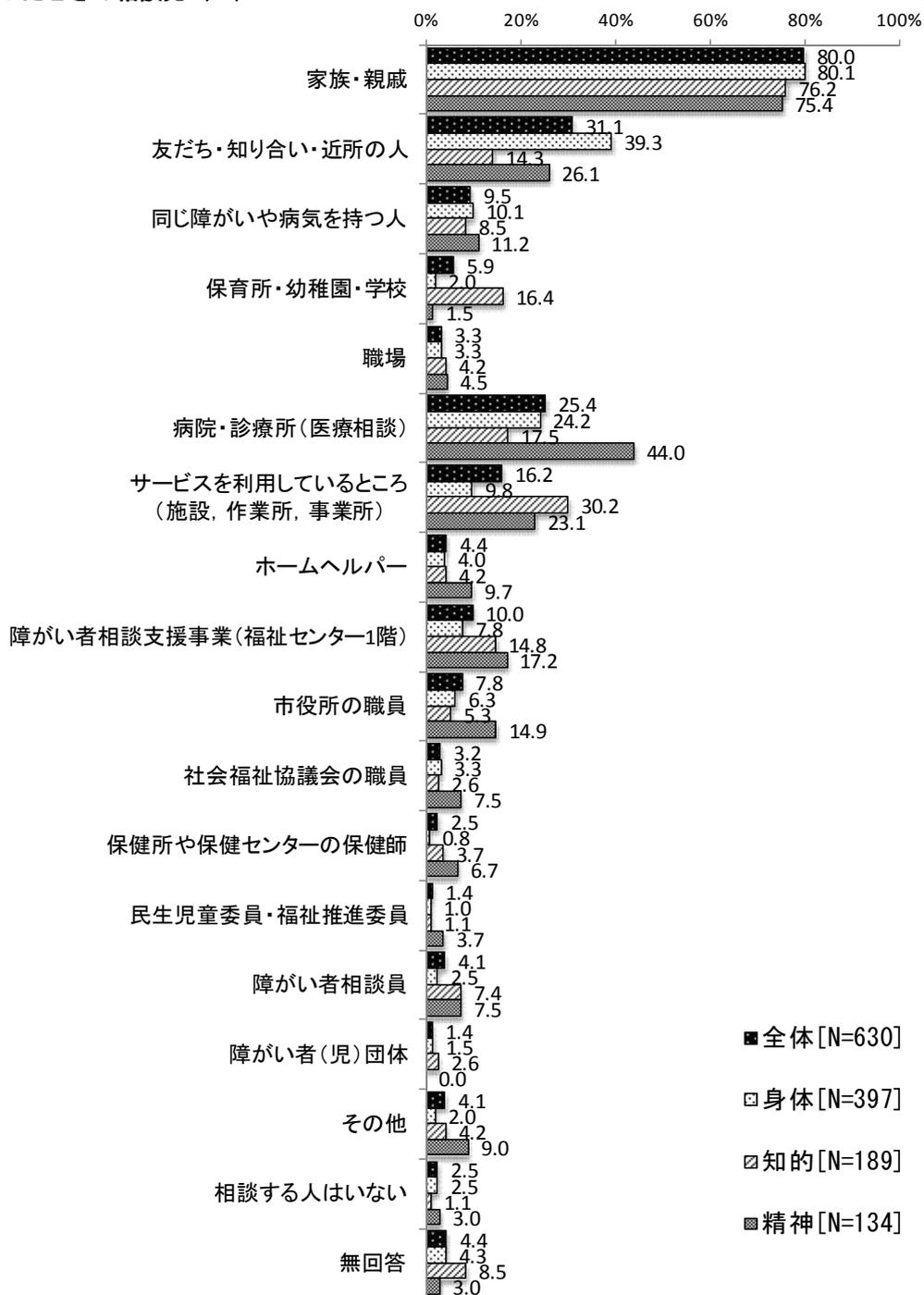
■ 前回調査との比較

	身体		知的		精神	
	平成23年度	平成25年度	平成23年度	平成25年度	平成23年度	平成25年度
N=	427	397	212	189	108	134
緊急時に相談できる窓口がない	14.3	8.6	13.7	13.8	20.4	18.7
身の回りの支援をしてくれる人がいない	4.9	5.3	6.1	9.0	10.2	13.4
一緒に暮らす人がいない	3.3	4.8	1.9	2.6	6.5	9.0
働くところがない	8.7	10.6	10.8	6.9	22.2	18.7
生活に必要なお金が足りない	21.3	18.6	17.9	12.2	39.8	40.3
趣味や生きがいが見つけられない	8.0	11.1	13.2	13.2	20.4	21.6
生活をするうえで必要な情報が得られない	6.6	5.8	8.0	10.6	12.0	11.2
自分の健康や体力に自信がない	33.0	35.5	18.4	16.4	54.6	48.5
家族など介助者の健康状態が心配	19.0	19.6	28.8	29.1	29.6	32.8
一緒に暮らしている家族との関係	6.6	5.8	8.0	8.5	23.1	12.7
必要な時に診てくれる病院がない	5.9	2.8	7.5	5.8	7.4	3.7
将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	22.0	28.7	44.3	51.3	40.7	41.8
生活に必要な福祉サービスなどが利用しにくい		7.3		15.3		14.2
その他	1.9	4.3	3.8	3.2	8.3	7.5
特に困っていることはない	24.6	23.9	17.0	13.8	5.6	7.5
無回答	7.7	7.1	9.0	12.2	4.6	7.5

② 相談先

相談相手については、「家族・親戚」が8割を占め、次いで「友だち・知り合い・近所の人」「病院・診療所（医療相談）」となっています。身体障がい者では「友だち・知り合い・近所の人」、精神障がい者では「病院・診療所（医療相談）」の割合が高くなっています。また、「障がい者相談支援事業（福祉センター1階）」については、全体で1割となっており、特に精神障がい者の割合が高くなっています。

■ 困ったときの相談先（MA）



前回調査と比較すると、「障がい者相談支援事業」を相談先としてあげる割合が高くなっている傾向がみられます。

家族や身近な知り合いなどに相談する傾向がみられますが、制度が複雑化していくなかで、より専門的な見地からの助言などが必要になってきます。「障がい者相談支援事業」の利用が増えていることはこれまでの取り組みの成果であり、引き続き機能を充実させていく視点が求められます。

■ 前回調査との比較

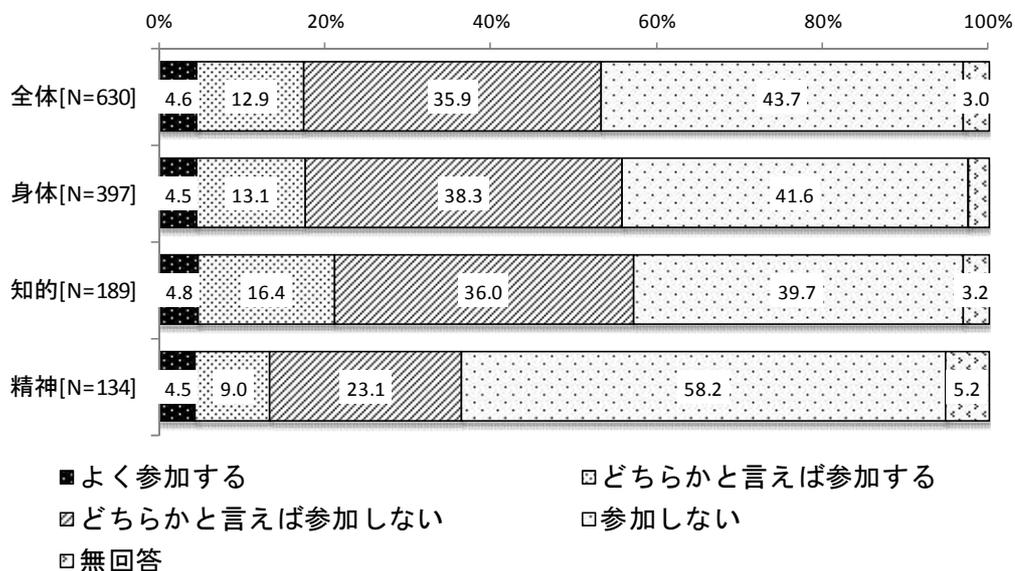
	身体		知的		精神	
	平成23年度	平成25年度	平成23年度	平成25年度	平成23年度	平成25年度
N=	427	397	212	189	108	134
家族・親戚	81.3	80.1	75.9	76.2	74.1	75.4
友だち・知り合い・近所の人	37.0	39.3	13.2	14.3	29.6	26.1
同じ障がいや病気を持つ人	9.4	10.1	9.0	8.5	18.5	11.2
保育所・幼稚園・学校	2.8	2.0	16.0	16.4	2.8	1.5
職場	5.4	3.3	5.2	4.2	5.6	4.5
病院・診療所(医療相談)	25.3	24.2	17.9	17.5	50.9	44.0
サービスを利用しているところ (施設, 作業所, 事業所)	11.7	9.8	37.3	30.2	22.2	23.1
ホームヘルパー	3.7	4.0	3.3	4.2	9.3	9.7
障がい者相談支援事業(福祉センター1階)	4.4	7.8	11.8	14.8	12.0	17.2
市役所の職員	6.6	6.3	8.0	5.3	10.2	14.9
社会福祉協議会の職員	1.2	3.3	0.9	2.6	2.8	7.5
保健所や保健センターの保健師	2.1	0.8	1.4	3.7	11.1	6.7
民生児童委員・福祉推進委員	0.9	1.0	0.0	1.1	0.9	3.7
障がい者相談員	2.1	2.5	6.1	7.4	6.5	7.5
障がい者(児)団体	0.9	1.5	1.4	2.6	0.0	0.0
その他	1.4	2.0	2.4	4.2	5.6	9.0
相談する人はいない	2.6	2.5	0.9	1.1	3.7	3.0
無回答	3.0	4.3	6.1	8.5	5.6	3.0

③ 地域とのつながり

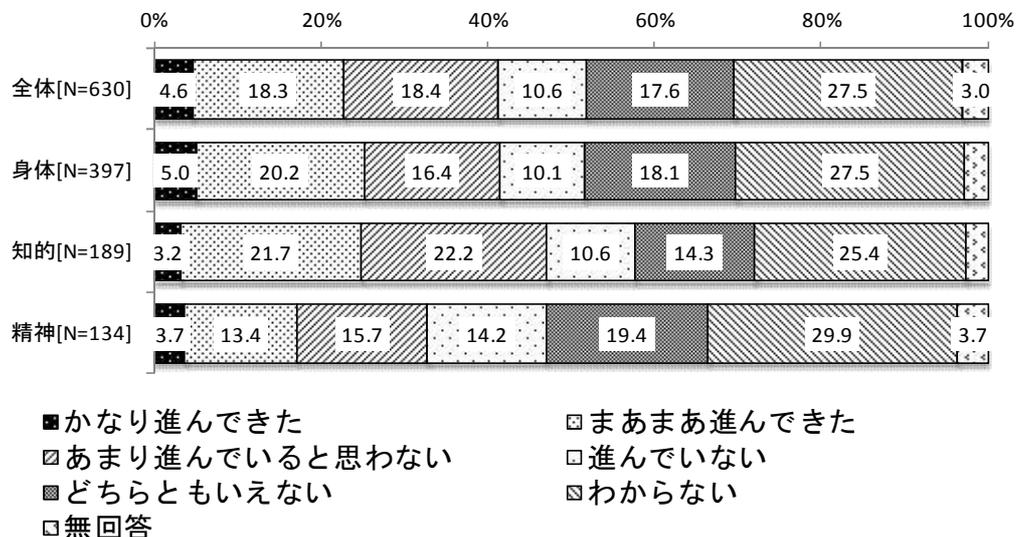
地域の行事・活動への参加状況を聞いたところ、「参加しない」「どちらかと言えば参加しない」という回答割合で8割近くを占めています。障がいのある人に対する地域の理解については、「進んできた」という回答よりも「進んでいるとは思わない」という回答割合が高くなっており、地域とのつながりについてはさらなる改善が求められます。

また、協力できそうな地域活動を聞いたところ、「地域の人たちの交流行事（運動会、防災訓練、夏祭りなど）に参加」「自分たちと同じ障がいのある人の話し相手・相談相手」が高い割合になっています。参加協力できる活動を中心に、活動機会を増やすよう取り組んでいくことが求められます。

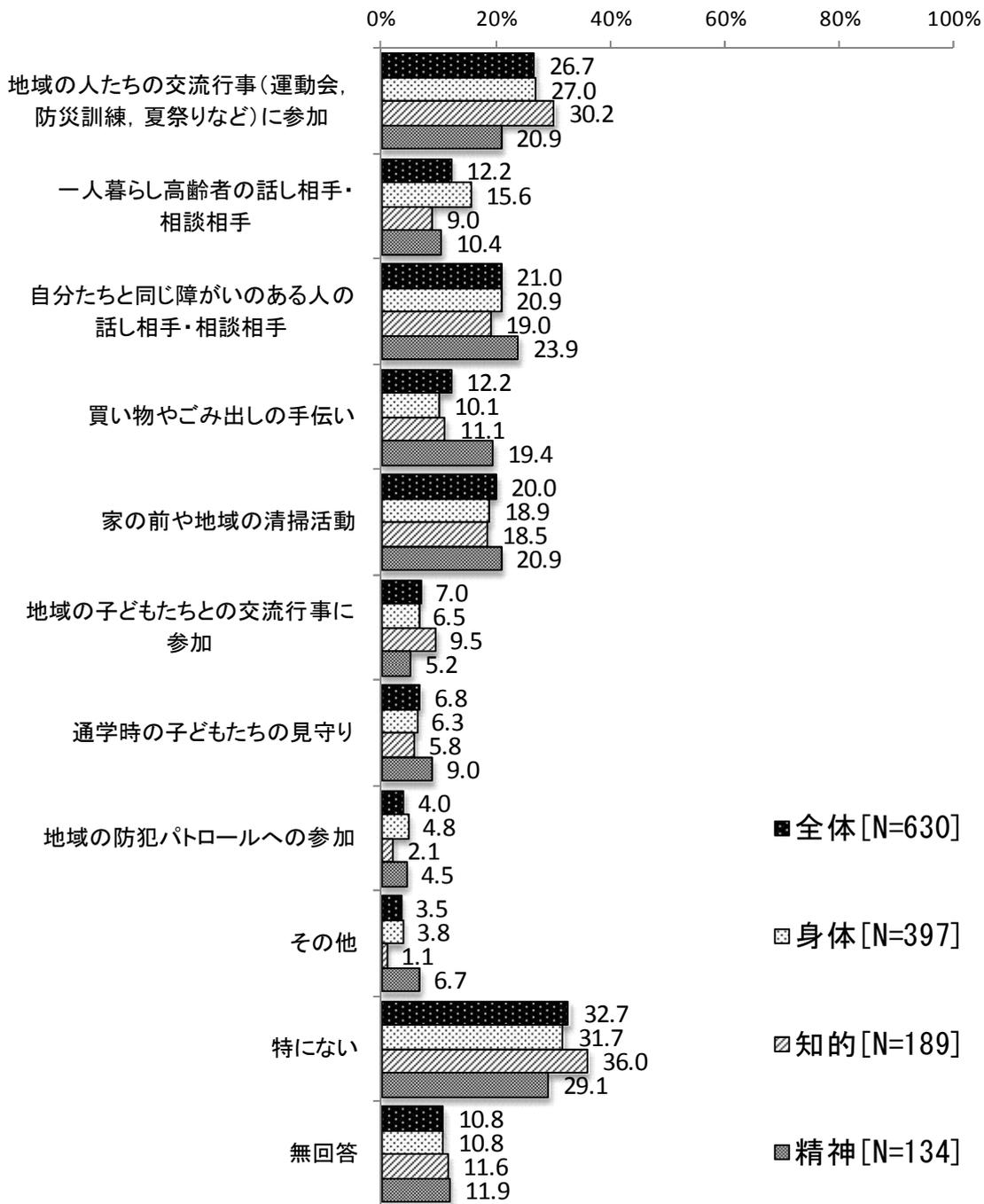
■ 地域の行事・活動への参加状況 (SA)



■ 障がいのある人に対する地域の理解 (SA)



■ 協力出来そうな地域活動 (MA)

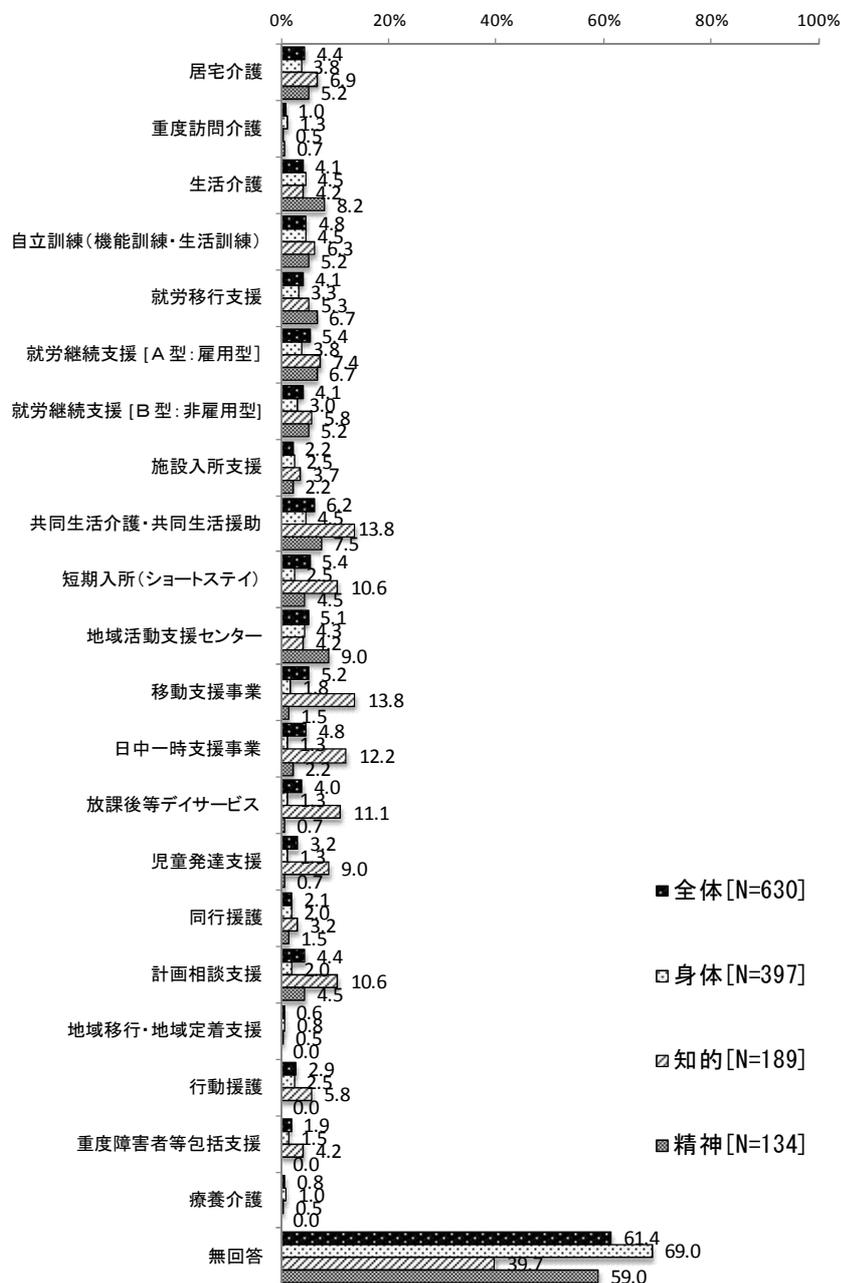


④ 今後利用したい障がい福祉サービス（MA）

今後3年以内に利用したいサービスを聞いたところ、全体の中では「共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム※）」「就労継続支援 [A型：雇用型]」「短期入所（ショートステイ）」「移動支援事業」を利用したいとと思っている人が多くなっています。

「共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）」は、『生活での不安や困りごと』にも表れているように、将来の生活の場に対する不安があることから、「共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）」のニーズが高くなっていると考えます。また、就労継続支援、移動支援へのニーズが高いなど生活の自立を目指す意向がみられ、これらのサービスの充実が重要となります。

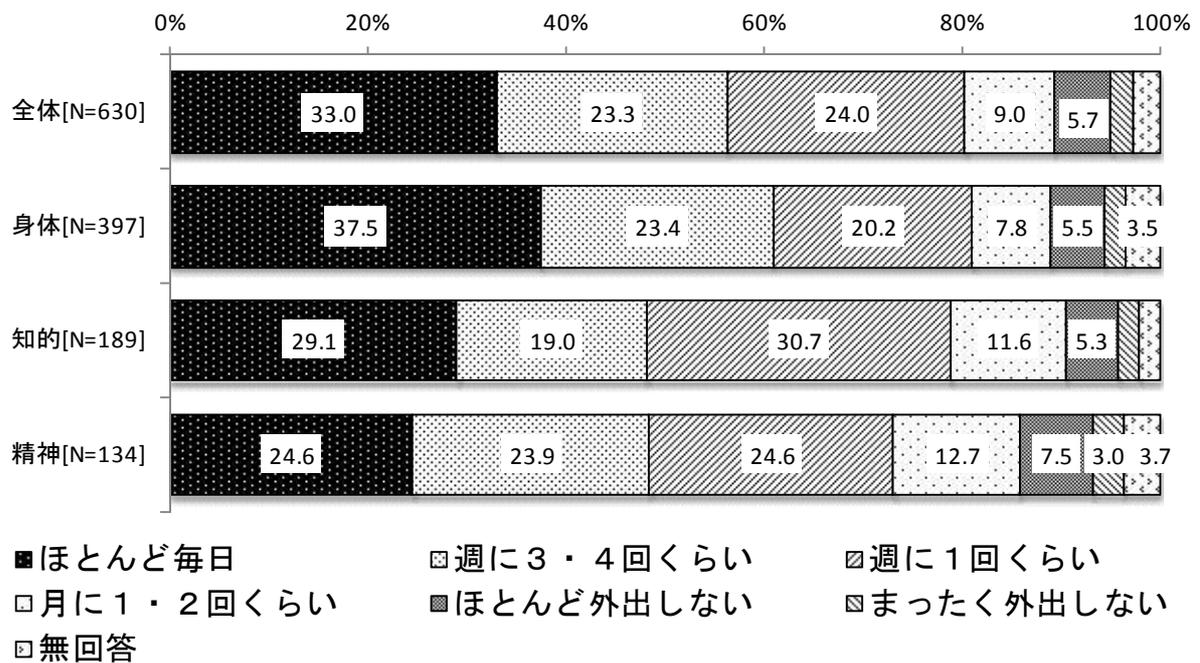
■ 今後3年以内に利用したいサービス（MA）



⑤ 外出

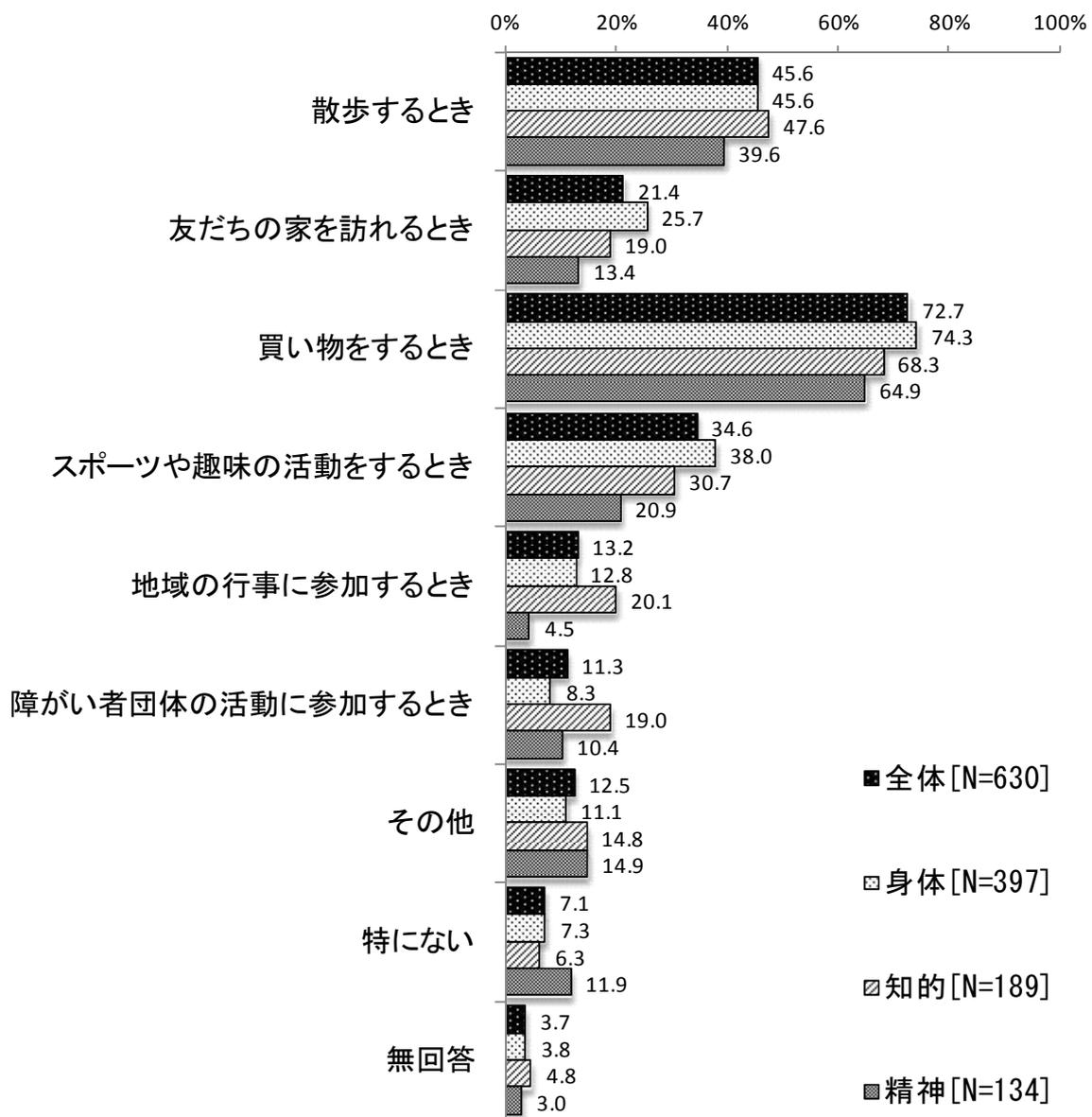
通学, 通勤, 通所や通院以外での外出の頻度について聞いたところ, 「ほとんど毎日」が 33.0%, 「週に1回くらい」が 24.0%, 「週に3・4回くらい」が 23.3%となっています。「ほとんど外出しない」が 5.7%, 「まったく外出しない」が 2.2%みられます。身体障がい者で比較的外出する人が増えています。

■ 外出の頻度 (SA)



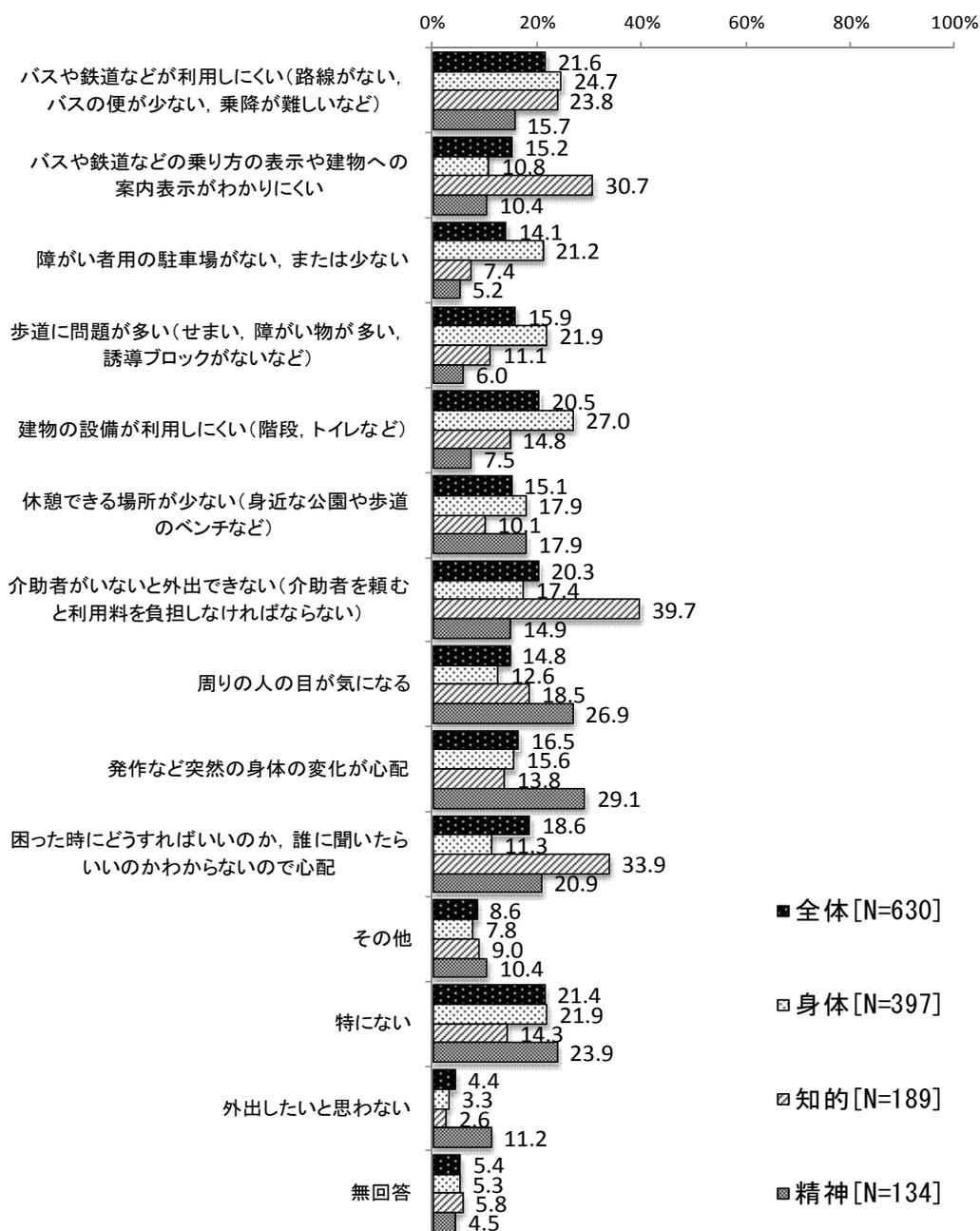
通学、通勤、通所や通院以外で外出したいと思うときは、「買い物をするとき」が72.7%と高い割合であり、次いで「散歩するとき」「スポーツや趣味の活動をするとき」となっており、前回調査結果と変わっていません。日常的な買い物などの活動は、障がいのある人の日常生活に活力をもたらす機会でもあることから、着眼すべき視点となります。

■ 通学、通勤、通所、通院以外で外出したいと思うとき (MA)



外出時に不便に感じることや困りごとについては、全体に「バスや鉄道などが利用しにくい」「建物の設備が利用しにくい」の割合が高くなっています。知的障がい者では「介助者がいないと外出できない」「困った時にどうすればいいのか、誰に聞いたらいいのかわからないので心配」「バスや鉄道などの乗り方の表示や建物への案内表示がわかりにくい」が、精神障がい者では「発作など突然の身体の変化が心配」「周りの人の目が気になる」の割合がそれぞれ高くなっています。公共交通機関の利便性向上や施設等のバリアフリー化などを引き続き進めるとともに、障がいに対する地域の理解や支援方法などを学ぶ機会の確保などの視点が重要となります。

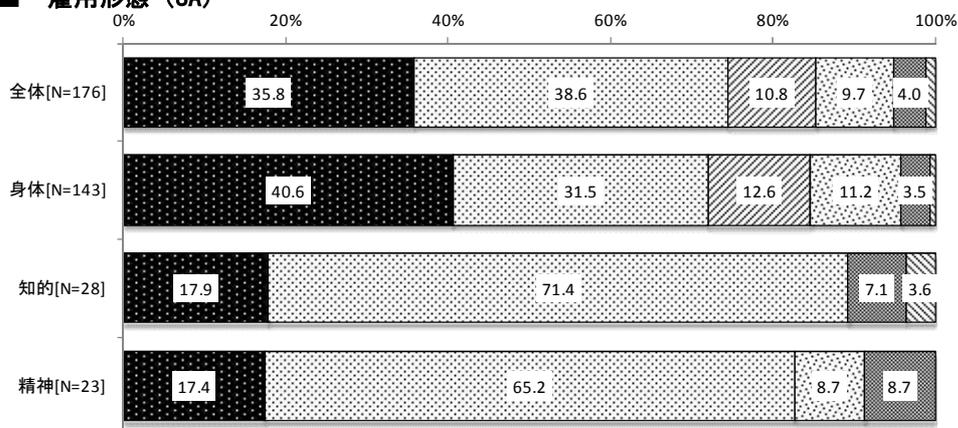
■ 外出時に不便に感じることや困りごと (MA)



(3) 仕事

会社や自宅で仕事をしている障がい者の雇用形態については、身体障がい者は「正社員・正職員」の割合が高くなっています。知的障がい者、精神障がい者では「パート・アルバイト、嘱託職員、派遣職員」という非正規の割合が7割前後と高く、「正社員・正職員」は2割弱にとどまっています。今後3年以内に利用したいサービスの項目で「就労継続支援 [A型：雇用型]」が比較的高くなっていたことを踏まえると、正規雇用が可能な人については、正規雇用に向けた支援体制を充実させることが重要となります。また、「パート・アルバイト、嘱託職員、派遣職員」など、障がいに応じた働く場の確保又は就労への支援を充実させることが必要となるとともに、賃金向上の働きかけなどの視点も求められます。

■ 雇用形態 (SA)



■ 正社員・正職員

□ パート・アルバイト、嘱託職員、派遣職員

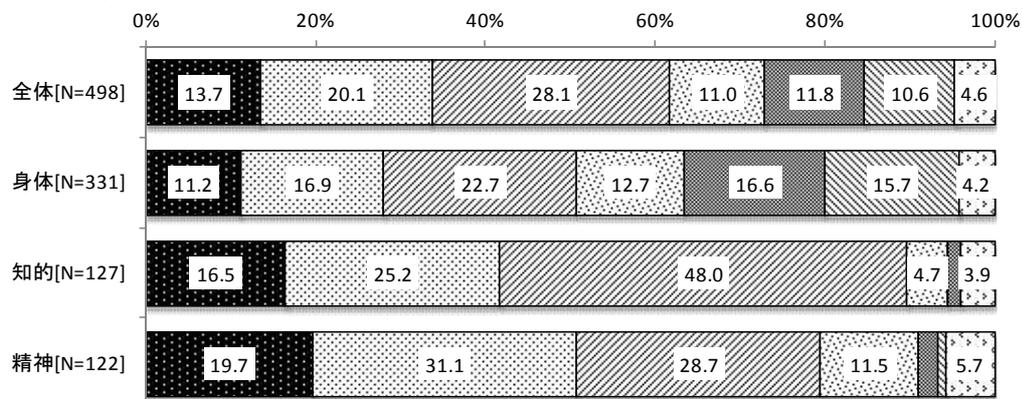
□ 経営者、役員

□ 自営業主、家族従業員

■ その他

■ 無回答

■ 年収 (SA)



■ 0～50万円未満

■ 50～80万円未満

■ 80～130万円未満

■ 130～200万円未満

■ 200～400万円未満

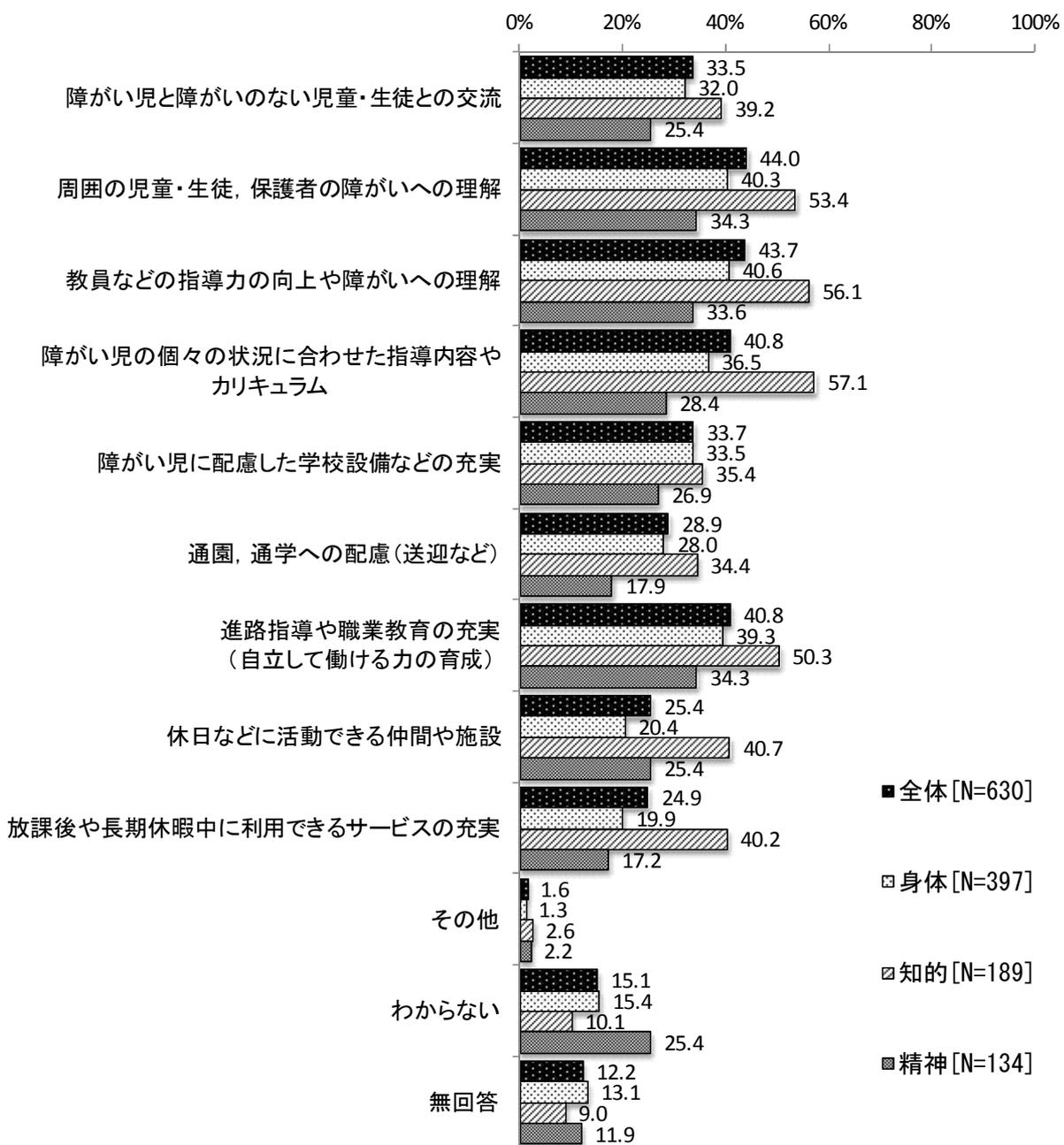
■ 400万円以上

■ 無回答

(4) 教育

保育・教育について今後特に必要と思うものを聞いたところ、「周囲の児童・生徒、保護者の障がいへの理解」「教員などの指導力の向上や障がいへの理解」「障がい児の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム」「進路指導や職業教育の充実（自立して働ける力の育成）」の割合がいずれも4割と高くなっています。保護者や児童・生徒、教員が障がいについて正しい理解と協力・支援ができるように働きかけていくとともに、進路指導なども含め、子どもたちの状況に応じた適切な指導を行えるようカリキュラムの充実や教員の指導力を高めることが求められます。

■ 保育・教育について今後特に必要と思うこと (MA)

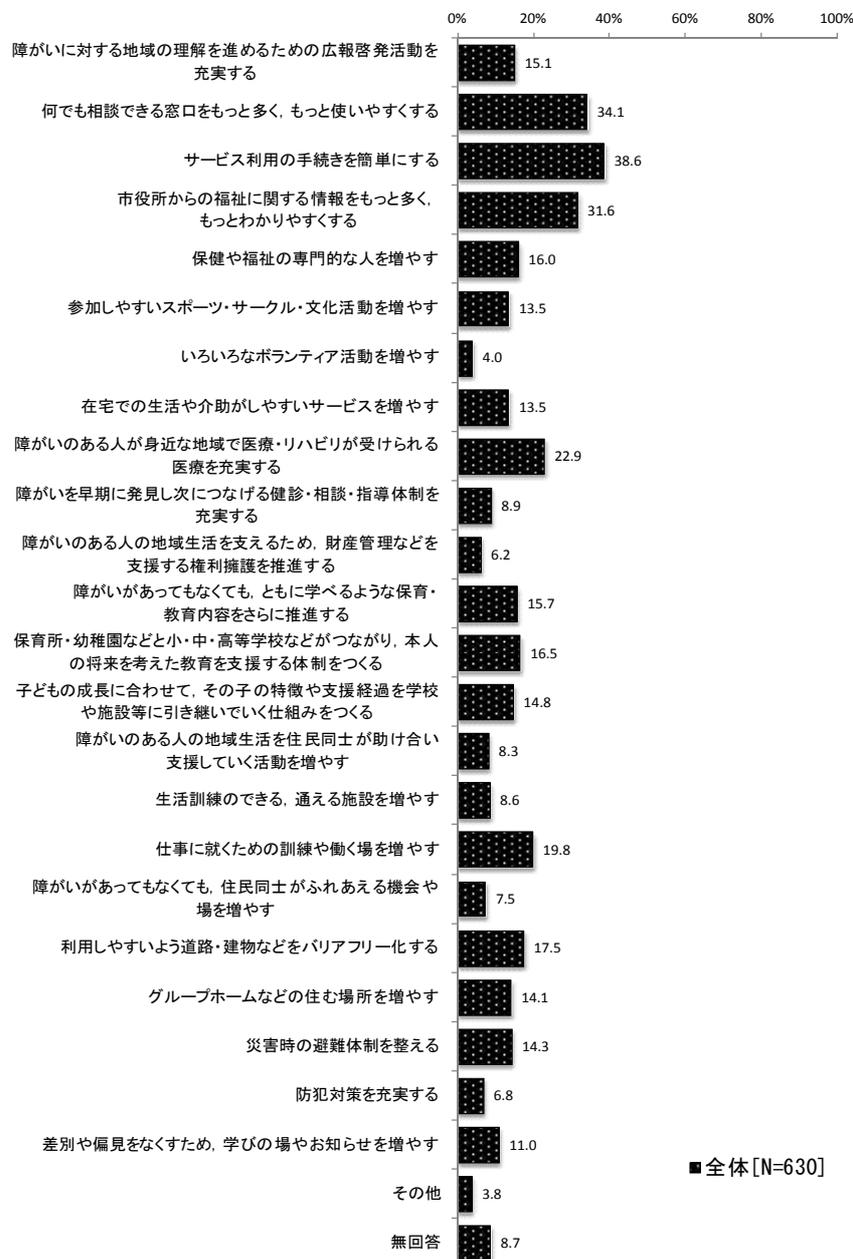


(5) 住みよいまちとするために必要なこと

障がい施策で期待・重要視するものについて聞いたところ、「サービス利用の手続きを簡単にす
る」「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくする」「市役所からの福祉に関する
情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」などの割合が高く、情報をわかりやすく知る手段や
機会の充実、サービスの利用しやすさなどをより一層充実させていく視点が求められます。

また、「障がいのある人が身近な地域で医療・リハビリが受けられる医療を充実する」「仕事に
就くための訓練や働く場を増やす」などの割合も高く、医療関連施策や就労支援施設の充実が求め
られています。まちづくりの観点から施設・道路等のバリアフリー化やグループホーム等の住まい
の確保支援を考える必要があります。

■ 障がい施策で期待・重要視するもの (MA)



(6) アンケート調査結果から見る課題

アンケート調査結果から主な課題を整理すると以下のようになっています。

項目	課題	施策の方向
生活	障がい福祉サービスの充実	■ 障がい福祉サービスの充実
	障がいのある人の健康づくり	■ 障がいの早期発見・早期対応
	介護者に対する支援の充実	■ 障がい福祉サービスの充実 ■ 相談支援体制の充実
	支援者の確保	■ 地域福祉活動の促進
	関係機関との連携による相談体制の充実	■ 相談支援体制の充実
	相談支援の充実	■ 相談支援体制の充実
	地域の中で孤立する障がいのある人や支援者への対応	■ 交流活動の充実 ■ 地域福祉活動の促進
	外出支援の充実	■ 障がい福祉サービスの充実
	公共交通機関等のバリアフリー化	■ 生活環境の整備
	障がいに対する地域の理解	■ 広報啓発活動の充実
	休日・長期休暇における日中活動の場の充実	■ 障がい福祉サービスの充実
仕事	障がいに応じた働く場の確保	■ 就労支援の充実
	民間企業等への就労条件の向上等働きかけ	■ 就労支援の充実
教育	進路を見据えた指導・教育の充実	■ 一貫した教育支援体制の構築
	教員の指導力の向上	■ 一貫した教育支援体制の構築
まちづくり	道路・建築物のバリアフリー化, わかりやすい標識などの設置	■ 生活環境の整備
	居住の場の充実・確保	■ 生活環境の整備 ■ 障がい福祉サービスの充実
	就労に向けた訓練の場の充実	■ 就労支援の充実
	相談支援の充実	■ 相談支援体制の充実
人権	障がい者の権利擁護の推進	■ 権利擁護の推進

(3) 相談体制

【主な意見】

<相談支援機能>

【団体】

- ・相談支援体制の充実、問題解決の入り口として、また、早期発見・早期治療のためにも重要な機能。
- ・ピアサポート※の担い手として務めているが、相談がなかなか出てこず、あまり受けたことはない。
- ・相談員の成り手が不足。

【事業所】

- ・職員の専門性の向上が必要。
- ・「障がい者相談支援事業所」等の充実と体制強化が必要。
- ・福祉現場の人材不足。
- ・福祉人材が増えることで社会資源の増加にもつながるので、人材育成には力をいれるべき。

<相談支援機関のあり方>

【事業所】

- ・計画相談員が本人の意思を尊重した形で、本人に合ったサービスの選択ができるようにする。
- ・他事業所との交流をもっとしていきたい。
- ・職員の質の確保及び人材育成が課題となっている。
- ・他事業所や役所など、多職種連携によるケースカンファレンス※などが必要。
- ・相談支援事業所や社会福祉協議会、権利擁護支援センターなどとの密接な連携。

<多様な情報・対応策の確保>

【事業所】

- ・情報提供、様々なジャンルの情報を配信する必要がある。
- ・引きこもり事例について、受け皿となる社会資源や手立てがないことが課題。

課題

- 相談員の育成・確保支援
- 相談機能についての周知徹底
- 相談支援事業所間及び関係する機関との連携強化
- 相談者のニーズに対応できる情報収集や対応方法の研究・蓄積

【施策の方向】

- 相談支援体制の充実

(4) 権利擁護

【主な意見】

【団体】

- ・ 成年後見の必要性について理解を促していく必要がある。
- ・ 法人で成年後見を受けることができるようにしてほしい。

【事業所】

- ・ サービス事業所としても、成年後見事業を推進して行ってほしいと考えている。



課題

- 成年後見制度※の理解促進
- 法人成年後見制度の体制づくりの支援

【施策の方向】

- 権利擁護の推進
- 相談支援体制の充実

(5) 学校教育の充実

【主な意見】

<サポートファイル※>

【団体】

- ・サポートファイルの有効活用を含め、学校での福祉教育の充実に期待。
- ・対応が必要な子どもは学校内の話し合いだけでなく、外部も入れた検討を行って決めてほしい。

【事業所】

- ・サポートファイルは福祉間だけでなく、教育との連携も必要。

<福祉教育>

【団体】

- ・視覚障がい者・内部障がい者への理解を深めるために、当事者の話や視覚障がい者体験などを子どもが聞くような活動をこれからも続けたい。

<指導力（進路指導含む）>

【団体】

- ・一人ひとりの子どものことをもっと考えてもらえるシステム。
- ・様々な行事に参加していろいろな人と接することも、その子どもの成長に影響を与えてくれる。
- ・特別支援学校との交流を行って、専門の先生の意見を聞く機会を作ってほしい。
- ・先生のスキルアップもあわせて必要である。



課題

- サポートファイルが有効に機能する運用方法の検討
- 子どもたちが福祉を学ぶ機会の充実
- 子どもの状況に応じた指導の充実

【施策の方向】

- 一貫した教育支援体制の構築
- 福祉教育の推進

(6) 地域生活

① 日常生活

【主な意見】

<ボランティア>

【団体】

- ・地域活動やボランティア活動を通して障がいについて知ってもらうことが重要である。
- ・会場設営や受付、あるいは片づけ、気軽に会の始まりと終わりに力仕事をしていただけるボランティア、ちょっとした時に手伝ってくれる人がいるとありがたい。
- ・地域福祉アクションプログラム推進協議会・芦屋ボランティア連絡会に協力してもらっていることがあるが、それはとてもありがたい。
- ・もっと様々なことを障がい者ができるようにするためにも、ボランティア団体とのつながりが必要。
- ・資源の少ない芦屋市の実情を考慮すると、場所を有効に活用する工夫が必要。
- ・各種障がい者施設でも横の連携をとり、イベントの立案を工夫しボランティア組織（社会福祉協議会）の協力の下、芦屋の資源を活用していくべき。

【事業所】

- ・障がいのある人たちがもっと集える場所があるとよい。

<広報啓発>

【団体】

- ・広報あしやに写真も掲載してもらってPRしたい。
- ・12月の障害者週間の際に啓発イベントなどを開催すれば、さらによいと思う。
- ・作品展を通して障がい者の存在や様々な作品を作り活動をしていることをもっと知ってもらいたい。
- ・市民運動会については、積極的にPRしてもらってふれあって、知ってもらうことが大事であり、参加者がもっと増えればよいと思う。

<医療>

【団体】

- ・歯の状態が相当悪く、歯の正しい磨き方もできていないため、歯科医師会の協力が必要。

【事業所】

- ・病院との連携。

<災害時>

【団体】

- ・福祉避難所のガイドラインはイラストなどを用いて分かりやすくして、意思疎通の手段として利用したい。
- ・災害時の対応が難しいが、大切なのは隣近所の支援である。



課題

- ボランティアの確保
- 活動場所の確保
- 障がいへの理解促進のための広報活動の充実
- 利用者のニーズに応える医療の確保・連携
- 利用者の居宅生活を支える福祉サービスの充実
- 災害時の避難等わかりやすい対策の充実

【施策の方向】

- 交流活動の充実
- 障がい福祉サービスの充実
- 地域福祉活動の促進
- 生活環境の整備
- 広報啓発活動の充実
- 医療関連施策の充実
- 防災・防犯対策の充実

② 障がい福祉サービス

【主な意見】

<福祉サービス>

【団体】

- ・重度訪問介護が必要なのは、親が寝込んでしまって子どもが一人になったときなどの緊急の場合だが、そのサービスがない。
- ・発達障がいへの対応をより充実させてほしい。

【事業所】

- ・地域移行を勧めたいが、市内に地域資源がない。
- ・利用者の生活課題が多様化。

<暮らしの場>

【団体】

- ・親子が離れ離れにならず交流できれば、最後まで楽しく過ごせる。

<ライフステージ※を通じた段差のない支援>

【団体】

- ・新しい施設等へ行くたびに子どものことを一から説明しなくてもよいシステムづくり。



課題

- 生活の場の確保
- 日中活動の場の確保
- 緊急時のケア体制の確保
- 発達障がいへの対応充実
- ライフステージを通じた支援体制

【施策の方向】

- 障がい福祉サービスの充実
- 生活環境の整備
- 一貫した教育支援体制の構築

③ 就労

【主な意見】

<就労継続支援>

【団体】

- ・精神障がい者は精神面をフォローする体制の構築が必要。

【事業所】

- ・一般就労として短期間雇用が増える中で、仕事と仕事の間の空いた時間をどのようにケアするかが課題である。
- ・雇用先に障がい特性などの理解がなければ、ジョブコーチ※などのように手厚い支援が必要であり、また、受入先が福祉的な考えをもっていること、あるいはジョブコーチの役割を果たす人がいることが必要。

<就労先>

【団体】

- ・就労先の開拓。
- ・障がい者雇用の啓発活動。

【事業所】

- ・事業所間の連携の中で、学校卒業後の福祉的就労※先との連携に取り組む。

<収入改善>

【事業所】

- ・就労収入の確保。
- ・障がい者の地位向上が図れる授産製品などを開発し、障がい者の賃金向上につなげる。



課題

- 就労継続ができるための支援充実
- 就労先の開拓のための民間との連携強化
- 賃金向上に向けた働きかけ

【施策の方向】

- 就労支援の充実
- 広報啓発活動の充実

第3章 計画の基本方向

第1節 計画の基本理念

本市では、第4次芦屋市総合計画に基づき、まちの将来像である「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を目指し、「人と人がつながって新しい世代につなげる」「人々のつながりを安全と安心につなげる」「人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる」「人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる」を「芦屋のまちづくりの基本方針」として取り組んでいます。また、同計画では、目標とする10年後の芦屋の姿のひとつとして「高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる」を掲げ、障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できるまちを目指しています。

本市は兵庫県下でも人口密集地である阪神南圏域にあり、人口規模の大きな西宮市、尼崎市に民間事業者のサービス拠点が立地する傾向にあるなかで、本市の限られた市域のなかにすべての福祉資源を確保することが難しく、阪神南圏域を中心に他市との連携が必要となっています。一方、地域には様々な活動団体や事業所が増えてきており、相互の情報共有や連携した活動があれば、より力を発揮できると考えられます。また、地域・学校・家庭の連携が必要な子どもへの支援や、身近な相談機能、地域での自立した生活への支援など、地域を軸に整備が求められる事業を重点的に行うなど、本市の特徴を踏まえた取り組みが求められると考えます。

本市では、既に多様に活動している市民、各種団体、サービス提供事業所、企業、行政、医療・教育・就労等の関係機関が相互に連携し、共に力を合わせ、障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員としてともに生き、支え合うまちとしていくことを目指した前期計画の基本理念を継承し、以下のように定めます。また、基本理念のなかで、本市として特に重視する“共生”“自己決定”の考え方を、わかりやすく市民に伝えていくために、サブタイトル『私もあなたも主人公になれるまちをめざして』を設定し、本計画書の表紙などに明記していきます。

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で
自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋
～私もあなたも主人公になれるまちをめざして～

第2節 計画の基本目標

1 地域で安心して生活できる基盤づくり

本計画の基本理念に基づき、障がいのある人が自ら選択した地域で安心して生活できることを目指し、必要な基盤づくりに取り組んでいきます。

国の第3次障害者基本計画に示されているように、障がいのある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進することが求められています。本市の相談支援事業は、利用者が増加しており、提供側の体制構築も一定進んでいることを踏まえ、今後は、総合的な相談対応の定着と本人の意思を尊重した相談機能のより一層の充実に取り組みます。

また、障がいのある人の地域生活を支えるためには、支援をする人材の確保やニーズに合うサービス体制の確保が重要となります。家族介護者等が高齢化しているなかで、一人ひとりの障がいの状況や生活ニーズに応じた支援を行っていくためには、保健・医療・福祉サービスの量的・質的な充実とともに、既存の各機関が連携しノウハウや資源を補い合うなどの取り組みが進むよう、ネットワーク活動の充実が必要となります。

さらに、障がいのある人一人ひとりが、障がいに応じた自立のスタイルを確立するためには、障がいの早期発見と早期対応は最も重要となります。各種健診を通じて発達の遅れや障がいと思われる乳幼児を早期発見し、療育や障がいに応じた訓練へとつなぐことができるよう、関係機関等と連携し支援体制づくりを進めます。また、医療との連携は重要であり、自立支援給付をはじめとする各種障がい福祉サービスや医療関連施策の充実と基盤整備に努めます。

2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

障がいに対する地域の理解を深め、地域で共に暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす人権意識、そして支援を必要とする人を住民同士で助け合い、支え合う福祉意識を高めていくために、より一層の啓発活動が必要です。障がいへの理解を深めるための広報・啓発活動をはじめ、障がいのある人が地域活動に参加していくことができるよう交流やふれあいの機会を充実していくとともに、子どものころから人権教育及び福祉の心を育てる教育を進め、心のバリアフリー化を推進します。

また、子どもの頃から、持てる能力や可能性を最大限に引き出すための教育の充実は重要なものとなります。さらに国連の障害者権利条約に批准したこともあり、インクルーシブ教育※の実現を視野に入れた教育体制の構築が一層求められます。乳幼児期から学校卒業後の進路を見据えた教

育・育成支援を障がいのある子ども一人ひとりの教育ニーズに応じて指導できるよう、共に学べる体制の整備・充実を図ります。

また、ボランティアの育成やNPO、当事者団体の活動の促進を図りつつ、相互がつながる機会を増やしていくとともに、地域福祉活動を促進し、障がいのある人が地域で安心して生活し続けられるよう、住民同士で支え合い、協力できる地域づくりを推進します。

3 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり

働くことにより自らの生活を支え、社会参加や自己実現、生きがいを得ることができるように取り組むことは、自立した生活の実現に向けて重要です。平成25年に制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び平成25年に改正された障害者雇用促進法に基づき、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がいの特性に応じた就労支援を推進し、障がいのある人が適性に応じて能力を発揮し、意欲を持っていきいきと働くことができる環境づくりに取り組んでいきます。

また、文化・スポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動等を通して地域のまちづくり活動に主体的に参加できるよう、関係機関、団体、地域等と連携し、様々な社会参加の場、生きがいの場の拡充を引き続き図っていきます。

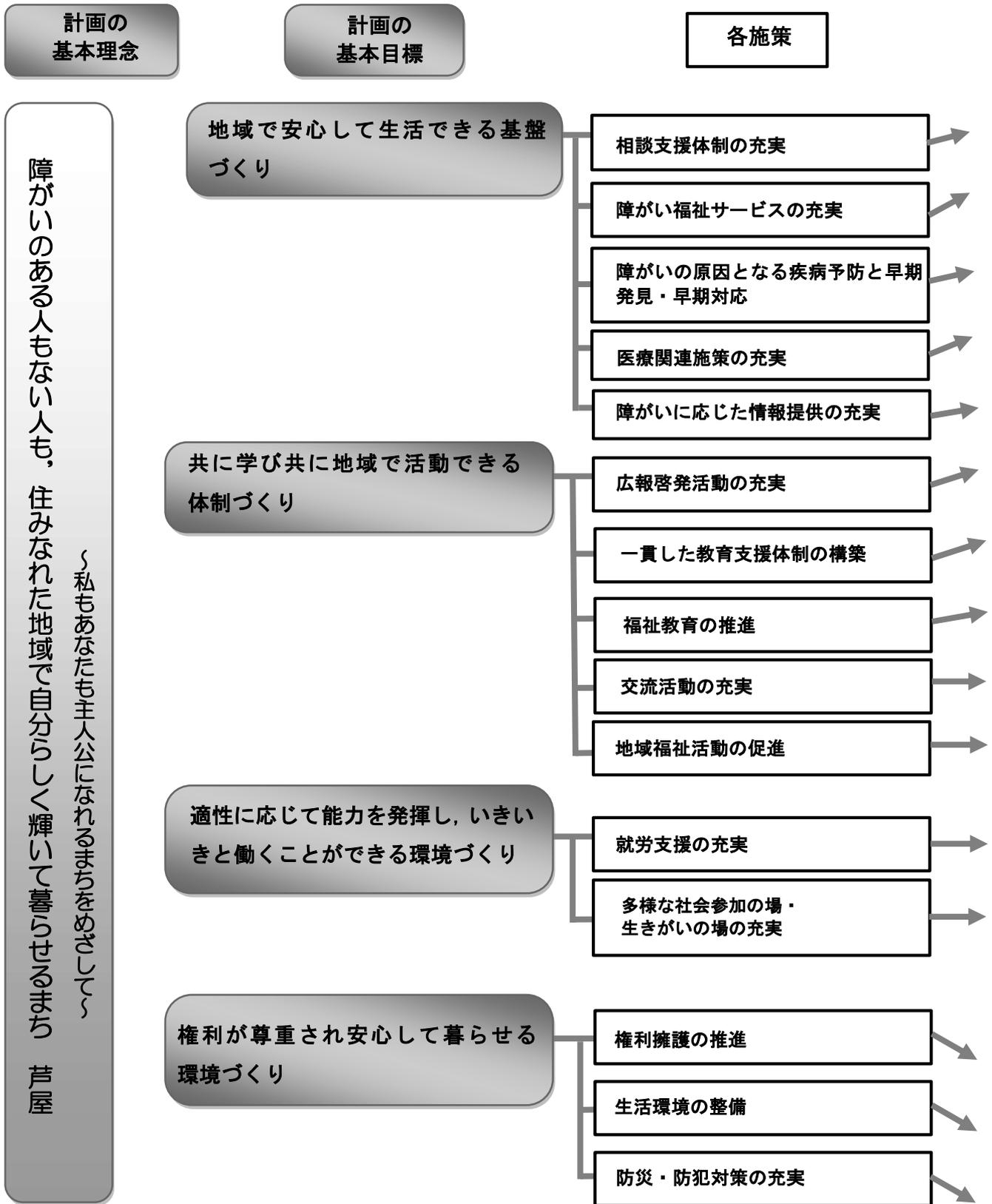
4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

障がいのある人が安心して地域で暮らし、様々な活動に参加しやすい環境となるよう、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物等に対するバリアフリー化を引き続き推進します。また、各種の施設・設備の整備に当たっては、案内表示の分かりやすさなどユニバーサルデザイン※の考えのもと福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

一方、障がいのある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐシステムづくりについても地域、関係機関と連携し、整備・充実を図ります。

また、本人の障がいに応じた適切なサービスの利用や地域生活の実現が図れるよう、自立支援協議会と連携した支援体制の充実と、障がいのある人の権利を擁護する体制づくりに取り組むなど、本人の権利が尊重され、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

第3節 施策の体系



各取り組み

(P. ○は各施策の記載ページ数)

重点
プロジェクト

障がい者基幹相談支援センター機能の充実

P. 68

サポートファイルの普及啓発

P. 81

チャレンジド雇用の実施

P. 88

権利擁護体制の充実

P. 97

- 【充実】相談支援事業の実施，自立支援協議会の開催，障がい者基幹相談支援センター機能の充実（以上P. 49）
- 【継続】芦屋市地域福祉推進協議会の開催，民生委員・児童委員との連携（以上P. 49），計画相談支援事業の実施，多様な連携による支援（以上P. 50）
- 【新規】地域生活支援拠点等の整備（P. 56），生活困窮者自立支援法による事業との連携（P. 58）
- 【継続】日中活動系サービスの実施，地域生活支援事業の実施（以上P. 54），みどり地域生活支援センターの運営（P. 56），各種障がい者手帳の交付，税の軽減等の実施（以上P. 57），タクシー利用料金等の助成（P. 59）等
- 【継続】妊産婦健康教育・相談の実施，妊婦健康診査費助成事業の実施（以上P. 60），母子保健訪問指導の実施，乳幼児健康診査の実施（以上P. 61），療育支援相談の実施，発達障がい児・者への支援（以上P. 62），保健指導の実施，健康チェックの実施（P. 63）等
- 【新規】医療型短期入所の実施（P. 65）
- 【継続】自立支援医療の給付（再掲），福祉医療費助成事業の実施，障がい児機能訓練事業等の実施（再掲）（以上P. 64），障がい歯科診療の実施（P. 65）
- 【継続】意思疎通支援事業の実施，「障がい福祉のしおり」の発行，情報・意思疎通支援用具の給付，多様な機関・団体等への情報提供（以上P. 67）
- 【継続】広報紙・ホームページ等による啓発，マスメディアの活用（以上P. 69）
- 【充実】就学サポート連携推進事業の実施（P. 72），サポートファイルの普及啓発（P. 73）
- 【継続】療育支援の実施，障がい児保育事業の実施（以上P. 71），適正就学指導委員会の実施，障がいの状態に応じた学習指導（以上P. 72）等
- 【充実】道徳教育の推進（P. 74）
- 【継続】啓発冊子の活用，特別活動の推進，総合的な学習の時間の活用，教職員を対象とした研修，各種講座・教室の開催，福祉教育活動への支援（以上P. 75）
- 【充実】ふれあい市民運動会の開催（P. 76）
- 【継続】地域との交流，みどり地域生活支援センターの運営（再掲）（以上P. 76），当事者の組織化及び当事者組織の運営支援（P. 77）
- 【継続】市と市民による協働の取り組み（P. 78），ボランティア活動支援，ボランティア活動センターの運営，ボランティアの育成，障がい者団体への助成（以上P. 79），障がい者団体活動への支援，活動拠点確保への支援（以上P. 80）
- 【充実】企業啓発活動の推進（P. 83），チャレンジド雇用※の実施（P. 84）
- 【継続】福祉的就労の場の確保（P. 83），保健福祉センターにおける雇用の場の確保，就労支援員の配置，授産品販売コーナーの設置（以上P. 84），公共職業安定所等との連携（P. 85）等
- 【充実】ふれあい市民運動会の開催（再掲）（P. 86）
- 【継続】障がい児・者作品展への参加促進，障がいのある人の生涯学習活動の振興（以上P. 87）等
- 【新規】障害者差別解消法施行に伴う協議会等体制整備，障害者差別解消法施行に伴う社会教育関係団体等への法の理解と周知（以上P. 90）
- 【充実】権利擁護体制の充実，相談支援事業の実施（再掲）（以上P. 89）
- 【継続】障がい者虐待防止センター機能の充実，成年後見制度利用支援事業の実施，福祉サービス利用援助事業の実施（以上P. 90）
- 【新規】市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討（P. 93）
- 【継続】福祉のまちづくりの推進（P. 91），道路・公園等のバリアフリー化推進（P. 92），障がい者向け住宅等の整備（P. 93）等
- 【充実】緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立（P. 95）
- 【継続】防災体制の強化（P. 94），緊急通報システム事業の実施（P. 95），119番等緊急通報受信体制の整備（P. 96）等

第4章 各施策の推進

本計画では、計画の基本理念、基本目標に基づき、計画実現のための取り組みの方向性を定めて、財政状況を勘案しつつ次の施策を推進していきます。

○方向性について

【新規】：新たに実施していく取り組み

【充実】：さらに質や規模を高める取り組み

【継続】：引き続き継続していく取り組み

第1節 地域で安心して生活できる基盤づくり

1 相談支援体制の充実

【現状と課題】

本市の障がいのある人の相談体制については、保健福祉センター内の障がい者相談支援事業所に相談窓口を設置し、一般相談、専門相談、計画相談など、地域に暮らす障がいのある人や介護者、家族等からの相談に応じています。

障がい者相談支援事業所の認知は進んでおり、利用実績も増えています。福祉ニーズの多様化や複合的な支援ニーズを抱えた世帯に対する、より専門的な相談支援や各支援機関との連携強化が必要となります。

また、本市では地域で暮らす支援が必要な人を支える仕組みとして「芦屋市地域発信型ネットワーク」を展開しており、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民等への啓発、連携づくりに取り組んでいます。

【今後の方向性】

障がいのある人が身近な地域において適切な相談支援が受けられるよう、基幹相談支援センター※の機能を活かした相談支援事業の充実を図るとともに、ピアサポートなどの利用が進むよう広く周知を行います。

また、個別ケース及び地域発信型ネットワークから抽出された課題の解決に向けた協議、ネットワークの構築を図るため、自立支援協議会や地域福祉を推進するための芦屋市地域福祉推進協議会等それぞれの機能を活かした地域の支援体制の充実に取り組みます。